

## 第3章 生活困難の状況

### 1. 生活困難度の定義

本報告書では、生活困難を抱えている子どもの状況を3段階の生活困難度指標（以下、「生活困難度」）を用いて定義する。生活困難度は、東京都より委託を受け、首都大学東京子ども・若者貧困研究センターが対象に行った東京都調査（『平成28年度東京都子供の生活実態調査』）にて開発されており、統計的妥当性が確認されている（阿部2018）<sup>1</sup>。

「生活困難度」は、子どもの生活における生活困難を三つの要素から捉えている：（ア）低所得、（イ）家計の逼迫、（ウ）子どもの体験や所有物の欠如。本調査では、東京都調査に倣って、三つの要素のうち、二つ以上該当する世帯を「困窮層」、一つのみ該当する世帯を「周辺層」、どれにも該当しない世帯を「一般層」と分類する。また、「生活困難層」は、「困窮層」と「周辺層」を合わせた層とする。

各要素の定義は以下の通りである<sup>2</sup>：

#### （ア）低所得

「低所得」は、保護者票から得られる世帯所得（勤労収入、事業収入等＋社会保障給付）を、世帯人数の平方根で割り算した値（＝等価世帯所得）が、厚生労働省「平成29年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯と定義する。東京都調査と調査年度が異なるため、参照する「国民生活基礎調査」も異なる年度のものを用いている。なお、ここでいう「低所得」は所得の定義の違いなどがあるため、厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」にて公表されている子どもの貧困率（13.9%）とは比較はできない。

#### （イ）家計の逼迫

公共料金、住宅費、食費、衣類費などの逼迫の状況を表す。具体的には、保護者票にて「過去1年間に経済的な理由で電話、電気、ガス、水道、家賃などの料金の滞納があったか、また、過去1年間に「家族が必要とする食料が買えなかった経験」「家族が必要とする衣類が買えなかった経験」があったかの7つの項目のうち、1つ以上が該当する場合は「家計の逼迫」があると定義する。

#### （ウ）子どもの体験や所有物の欠如

子ども自身の体験や所有物の欠如といった生活困難を表す。具体的には、保護者票において過去1年間において、「海水浴に行く」「博物館・科学館・美術館などに行く」「スポーツ観戦や劇場に行く」「キャンプやバーベキューに行く」「遊園地やテーマパークに行く」ことが経済的にできない、または、「毎月おこづかいを渡す」「毎年新しい洋服・靴を買う」「習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる」「学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」「お誕生日のお祝いをする」「1年に1回くらい家族旅行に

<sup>1</sup> 阿部彩(2018)「日本版子どもの剥奪指標の開発」首都大学東京 子ども・若者貧困研究センターDiscussion paper Series No.1. なお、本指標は、2017年に実施された『広島県子供の生活実態調査』、『長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査』においても採用されている。

<sup>2</sup> 東京都(2017)『平成28年度子供の生活実態調査報告書』。

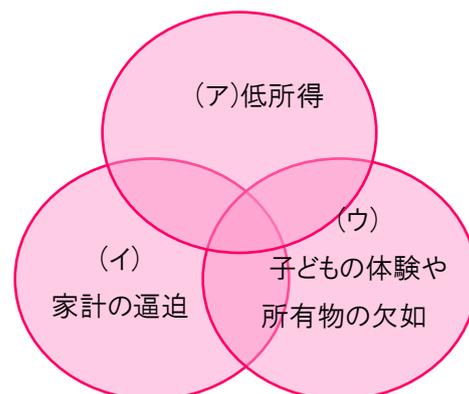
行く」「クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる」が「経済的にできない」、または、「子どもの年齢に合った本」「子ども用のスポーツ用品・おもちゃ」「子どもが自宅で宿題をすることができる場所」が「経済的理由のために世帯にない」（全 15 項目）である。これらの項目のうち 3 つ以上が該当している場合に、「子どもの体験や所有物の欠如」の状況にあると定義する。

図表 3-1-1 生活困難について

| (ア)低所得   | (ウ)子どもの体験や所有物の欠如  |
|--|---|
| <p>等価世帯所得が厚生労働省「平成 29 年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯</p> <p>&lt;低所得基準&gt;</p> <p>世帯所得の中央値 442 万円 ÷<br/>√平均世帯人数(2.47 人) × 50%<br/>=140.6 万円</p>   | <p>子どもの体験や所有物などに関する 15 項目のうち、<u>経済的な理由で、剥奪されている項目が 3 つ以上</u> 該当</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 海水浴に行く</li> <li>2 博物館・科学館・美術館などに行く</li> <li>3 キャンプやバーベキューに行く</li> <li>4 スポーツ観戦や劇場に行く</li> <li>5 遊園地やテーマパークに行く</li> <li>6 毎月小遣いを渡す</li> <li>7 毎年新しい洋服・靴を買う</li> <li>8 習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる</li> <li>9 学習塾に通わせる(又は家庭教師に来てもらう)</li> <li>10 お誕生日のお祝いをする</li> <li>11 1年に1回くらい家族旅行に行く</li> <li>12 クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる</li> <li>13 子どもの年齢に合った本</li> <li>14 子ども用のスポーツ用品・おもちゃ</li> <li>15 子どもが自宅で宿題(勉強)をすることができる場所</li> </ol> |
| (イ)家計の逼迫   |   |
| <p>経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣服を買えなかった経験などの 7 項目のうち、1 つ以上が該当</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 電話料金が支払えなかった</li> <li>2 電気料金が支払えなかった</li> <li>3 ガス料金が支払えなかった</li> <li>4 水道料金が支払えなかった</li> <li>5 家賃が支払えなかった</li> <li>6 家族が必要とする食料が買えなかった</li> <li>7 家族が必要とする衣類が買えなかった</li> </ol> |   |

◆生活困難層(困窮層・周辺層)、一般層

|       |                |
|-------|----------------|
| 生活困難層 | 困窮層＋周辺層        |
| 困窮層   | 2 つ以上の要素に該当    |
| 周辺層   | いずれか 1 つの要素に該当 |
| 一般層   | いずれの要素にも該当しない  |



## 2. 世田谷区的生活困難度の分布

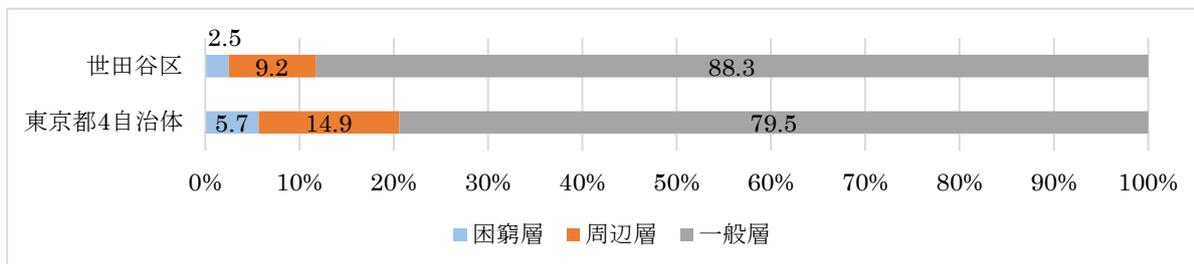
### (1) 世田谷区的生活困難層

世田谷区における生活困難度の割合を、図表 3-2-1 に集計した。小学 5 年生においては、判別不可を除いた総数の割合で見ると、困窮層は 2.5%、周辺層は 9.2%、一般層は 88.3%となっている。中学 2 年生では、困窮層は 3.8%、周辺層は 10.1%、一般層は 86.1%である。この割合は、東京都調査（都内の 4 自治体）に比べると低いものの（参考図表 3-A、参考図表 3-B）、世田谷区においても、1 割を超える子どもが生活困難層に該当する。

図表 3-2-1 生活困難層の割合(全体)

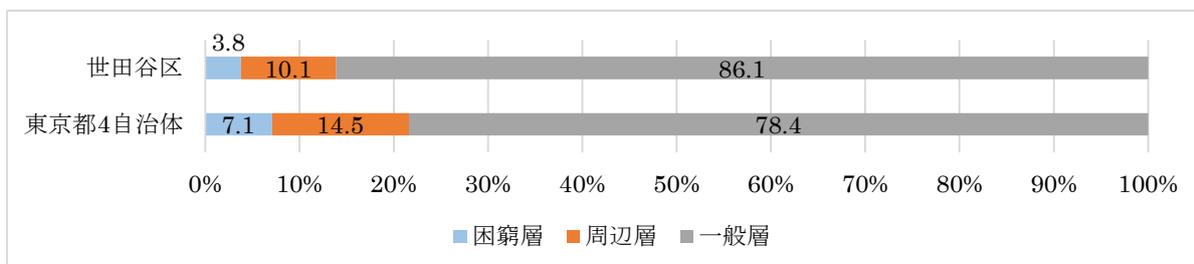
|       | 小学 5 年生     |               | 中学 2 年生     |               |
|-------|-------------|---------------|-------------|---------------|
|       | 全数に対する割合(%) | 判別不可を除いた割合(%) | 全数に対する割合(%) | 判別不可を除いた割合(%) |
| 生活困難層 | 8.7%        | 11.7%         | 10.6%       | 13.9%         |
| 困窮層   | 1.9%        | 2.5%          | 2.9%        | 3.8%          |
| 周辺層   | 6.8%        | 9.2%          | 7.7%        | 10.1%         |
| 一般層   | 65.5%       | 88.3%         | 66.0%       | 86.1%         |
| 判別不可  | 25.8%       |               | 23.4%       |               |

参考図表 3-A 生活困難層の割合(小学 5 年生):世田谷区調査、東京都調査



\*東京都調査は墨田区、豊島区、調布市、日野市在住の小学 5 年生、中学 2 年生、16~17 歳とその保護者を対象としているが、ここでは小学 5 年生の世帯の値を示している。

参考図表 3-B 生活困難層の割合(中学 2 年生):世田谷区調査、東京都調査



\*東京都調査は墨田区、豊島区、調布市、日野市在住の小学 5 年生、中学 2 年生、16~17 歳とその保護者を対象としているが、ここでは中学 2 年生の世帯の値を示している。

各要素別に見ると、最も該当者が多かったのは低所得であり、小学5年生では家計の逼迫と子どもの体験や所有物の欠如が同等、中学2年生では家計の逼迫、子どもの体験や所有物の欠如の順になっている。

図表 3-2-2 各要素の該当者の割合(判別不可を除いた割合)

|               | 小学5年生 | 中学2年生 |
|---------------|-------|-------|
| 低所得           | 6.7%  | 7.6%  |
| 家計の逼迫         | 4.0%  | 6.1%  |
| 子どもの体験や所有物の欠如 | 4.0%  | 5.1%  |

図表 3-2-3 生活困難層の詳細割合(小学5年生)(判別不可を除いた割合)

|           |       |                             |      |       |
|-----------|-------|-----------------------------|------|-------|
| 困窮層       | 3つに該当 | 低所得+家計の逼迫+<br>子どもの体験や所有物の欠如 | 0.3% | 2.5%  |
|           | 2つに該当 | 低所得+家計の逼迫                   | 0.5% |       |
|           |       | 低所得+子どもの体験や所有物の欠如           | 0.3% |       |
|           |       | 家計の逼迫+子どもの体験や所有物の欠如         | 1.5% |       |
| 周辺層       | 1つに該当 | 低所得のみ                       | 5.6% | 9.2%  |
|           |       | 家計の逼迫のみ                     | 2.2% |       |
|           |       | 子どもの体験や所有物の欠如のみ             | 1.4% |       |
| 困窮層と周辺層の計 |       |                             |      | 11.7% |

\*四捨五入の関係上、困窮層の各項目の値を足し合わせても2.5%にならない。

図表 3-2-4 生活困難層の詳細割合(中学2年生)

|           |       |                             |      |       |
|-----------|-------|-----------------------------|------|-------|
| 困窮層       | 3つに該当 | 低所得+家計の逼迫+<br>子どもの体験や所有物の欠如 | 0.8% | 3.8%  |
|           | 2つに該当 | 低所得+家計の逼迫                   | 0.6% |       |
|           |       | 低所得+子どもの体験や所有物の欠如           | 0.4% |       |
|           |       | 家計の逼迫+子どもの体験や所有物の欠如         | 1.9% |       |
| 周辺層       | 1つに該当 | 低所得のみ                       | 5.6% | 10.1% |
|           |       | 家計の逼迫のみ                     | 1.4% |       |
|           |       | 子どもの体験や所有物の欠如のみ             | 3.1% |       |
| 困窮層と周辺層の計 |       |                             |      | 13.9% |

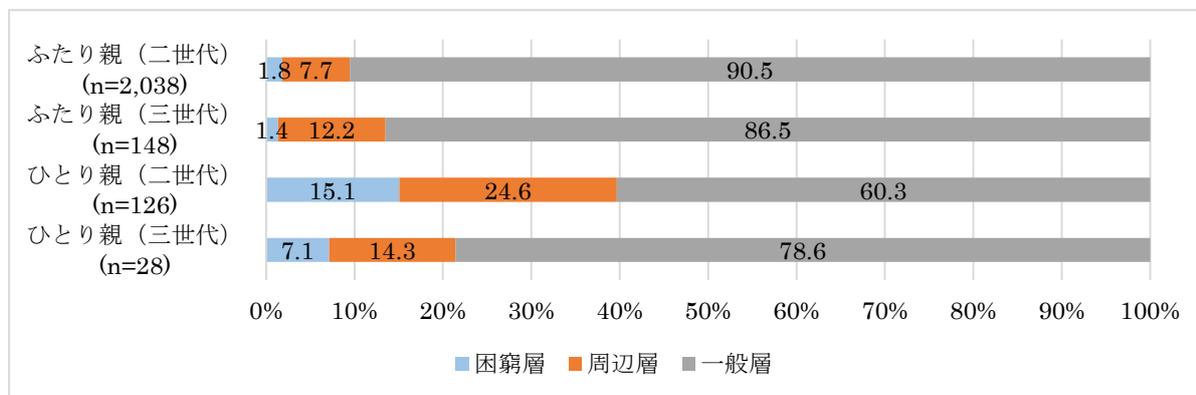
\*四捨五入の関係上、困窮層の各項目の値を足し合わせても3.8%にならない。

## (2) 世帯タイプ別

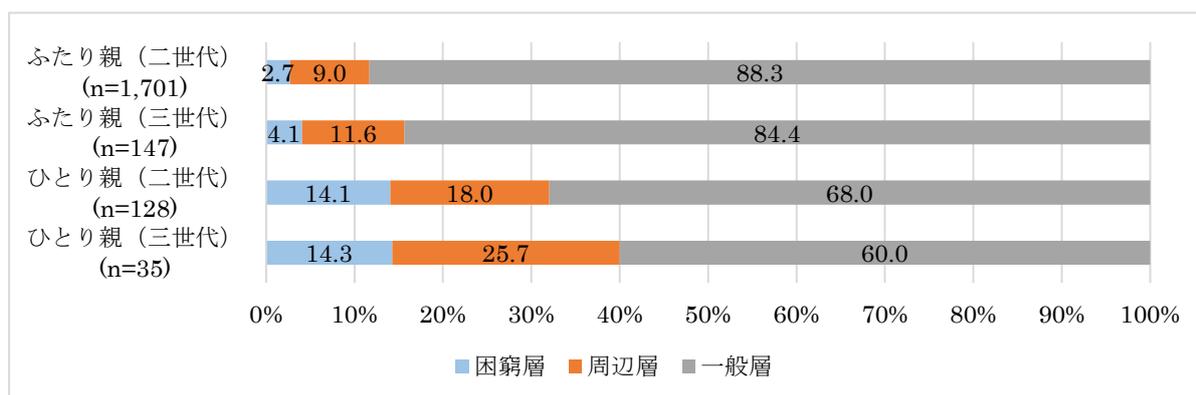
次に、世帯タイプ別に生活困難度を見ると、小学5年生のひとり親(二世帯)世帯においては、困窮層が15.1%、ひとり親(三世帯)世帯では7.1%と、ふたり親(二世帯)、世帯、ふたり親(三世帯)世帯の1.8%、1.4%に比べて大幅に高い。ひとり親世帯の構成比は、小学5年生では6.6%、

中学 2 年生では 8.5% (図表 2-1-1) と、比較的低い。しかし、ひとり親世帯における生活困難層の割合は、ふたり親世帯よりも数倍高い。中学 2 年生もほぼ同様の傾向であるが、ひとり親 (二世帯) 世帯よりもひとり親 (三世帯) 世帯の方が生活困難層の割合が高いという点が異なる。

図表 3-2-5 生活困難層の割合(小学 5 年生):世帯タイプ別(\*\*\*)

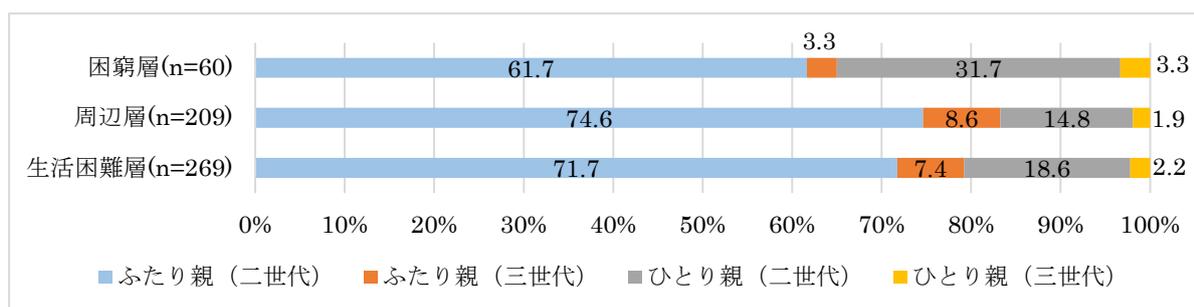


図表 3-2-6 生活困難層の割合(中学 2 年生):世帯タイプ別(\*\*\*)

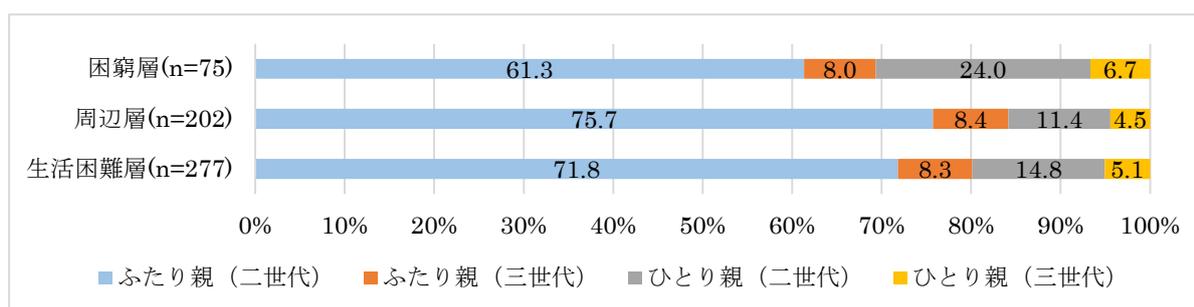


しかしながら、ひとり親世帯の数が少ないため、生活困難層 (困窮層+周辺層) の子どもの中における構成比を見ると、小学 5 年生では 71.7%、中学 2 年生では 71.8%と 7 割を超える子どもはふたり親 (二世帯) 世帯、ふたり親 (三世帯) 世帯も含むと、約 8 割の子どもはふたり親世帯に属する。すなわち、生活困難層をターゲットとする施策においては、ひとり親世帯のみを対象とするものでは生活困難層全体にいきわたらないことがわかる。

図表 3-2-7 生活困難層の子どもの世帯タイプ(小学5年生)



図表 3-2-8 生活困難層の子どもの世帯タイプ(中学2年生)

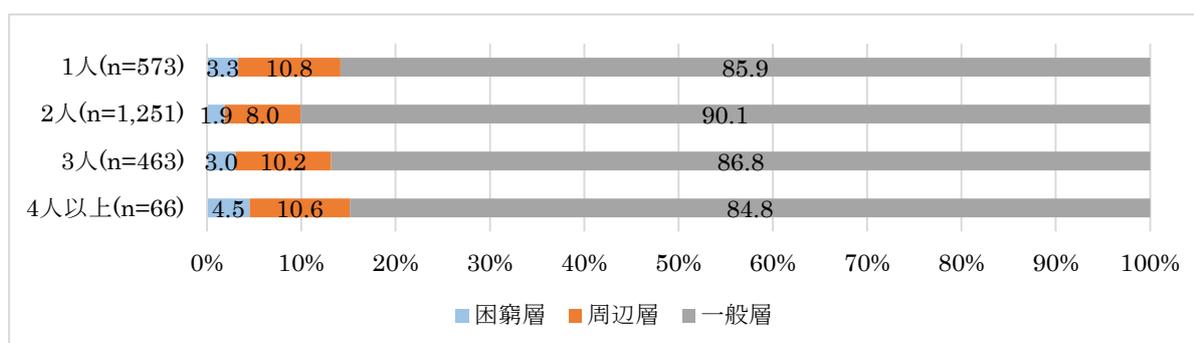


### (3) 子どもの人数別

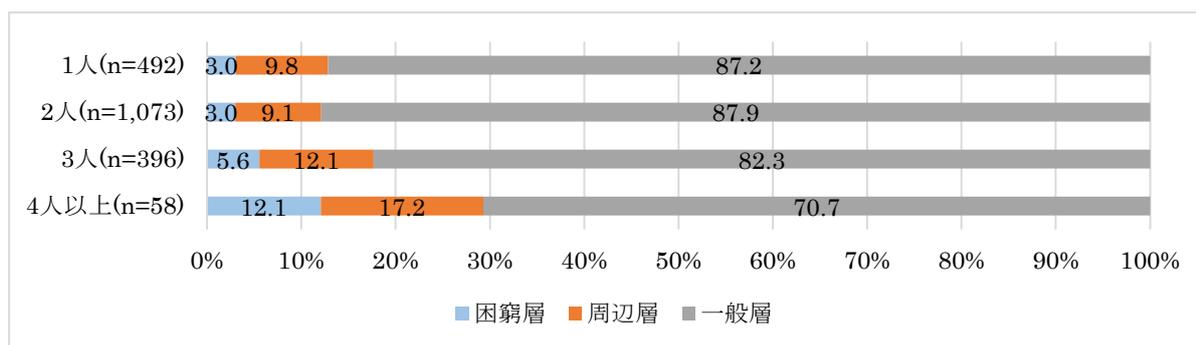
次に、世帯内における子どもの人数別に生活困難度を見てみよう。小学5年生では、占める割合が最も大きい子ども2人世帯(図表2-1-2)の困窮層の割合が1.9%、周辺層の割合が8.0%なのに対し、子ども1人世帯では3.3%、10.8%となっている。子ども4人以上の世帯においては、困窮層が4.5%、周辺層が10.6%である。しかしながら、これらの差は統計的には有意ではなく、誤差の範囲である。

対して、中学2年生においては、子ども人数別の差が顕著であり、子ども2人世帯の3.0%、9.1%に対し、子ども3人世帯においては5.6%、12.1%、子ども4人以上の世帯においては12.1%、17.2%と差が大きくなっている。

図表 3-2-9 生活困難度(小学5年生):世帯内の子どもの人数別(X)

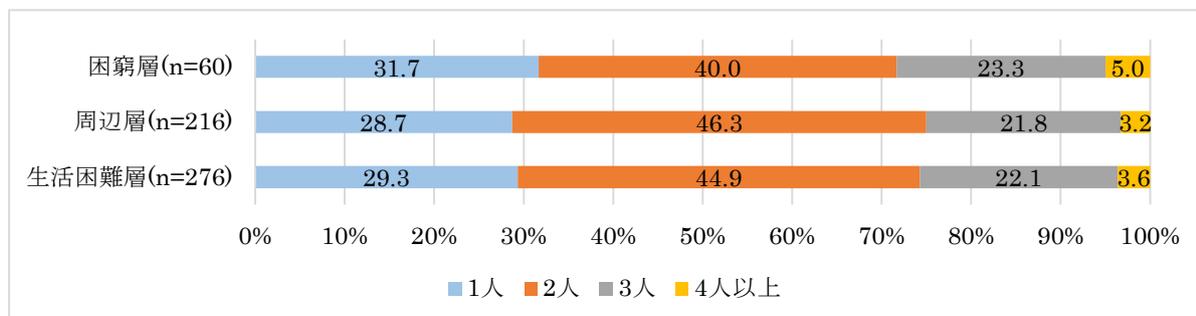


図表 3-2-10 生活困難度(中学 2 年生):世帯内の子ども的人数別(\*\*\*)

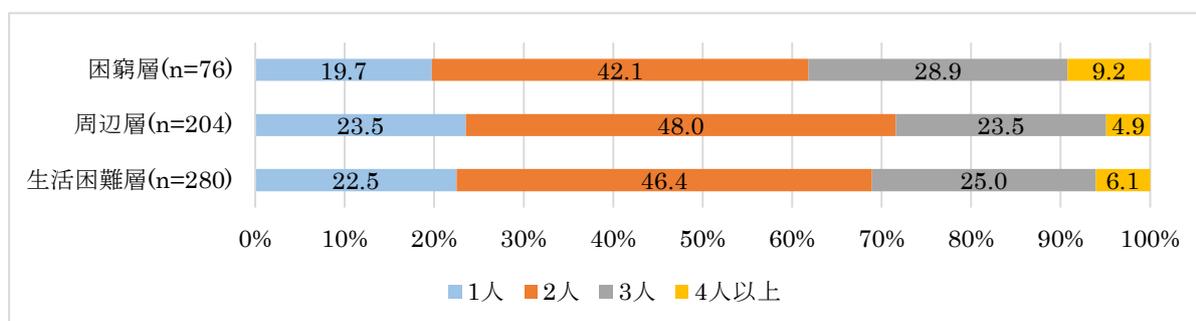


逆に、困窮層の子ども、周辺層の子どもの世帯の子ども人数を見ると、「子ども 1 人」の世帯が、ほぼ 2 割~3 割、「子ども 2 人」の世帯の子どもが 4~5 割となっている。

図表 3-2-11 生活困難層の子どもの世帯内子ども人数(小学 5 年生)



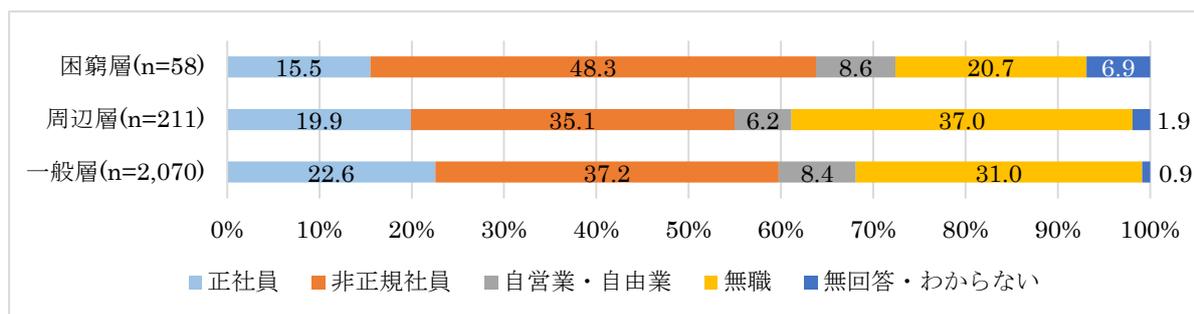
図表 3-2-12 生活困難層の子どもの世帯内子ども的人数(中学 2 年生)



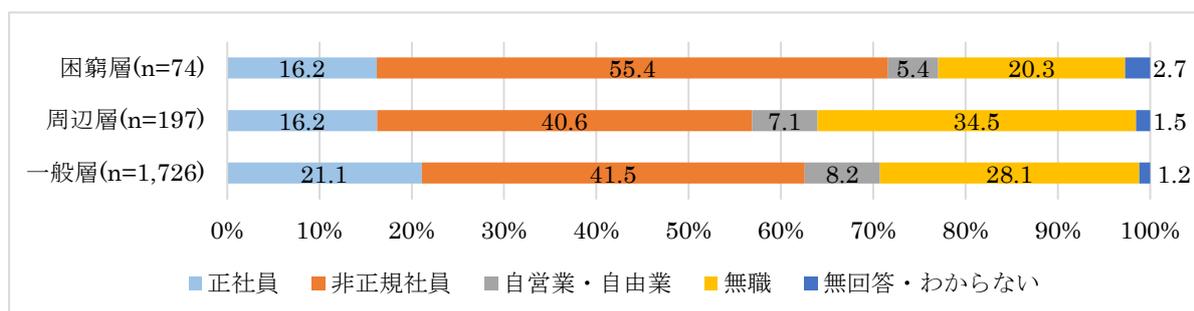
#### (4) 親の就労状況別

次に、親の就労状況と生活困難度の関連を見る。2 章と同様に、ここでは同居の母親、同居の父親に限って集計する。ここでは、生活困難度別に母親の就労状況を集計した。これを見ると、小学 5 年生においても、中学 2 年生においても一般層は、困窮層、周辺層よりも正社員の割合が高く、また、困窮層は非正規社員の割合が高いことがわかる。困窮層と周辺層を比べると、周辺層では無職の割合が高い。

図表 3-2-11 生活困難度(小学 5 年生):母親の就労状況別(\*\*\*)

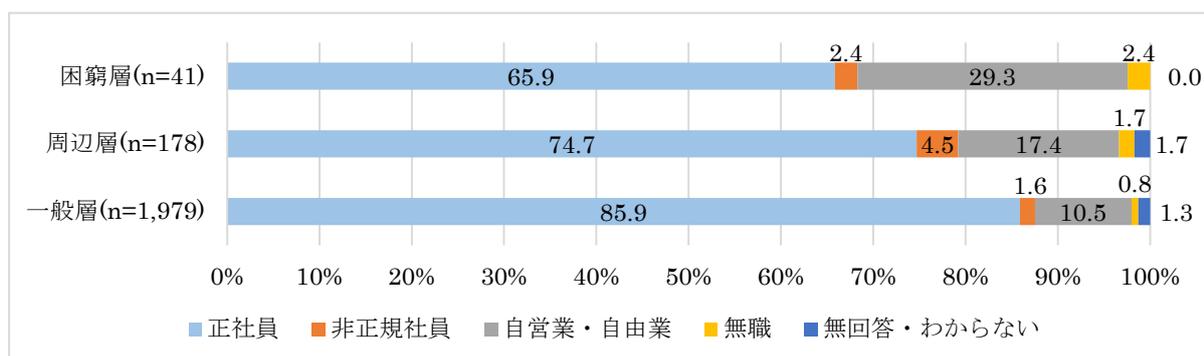


図表 3-2-12 生活困難度(中学 2 年生):母親の就労状況別(\*\*)

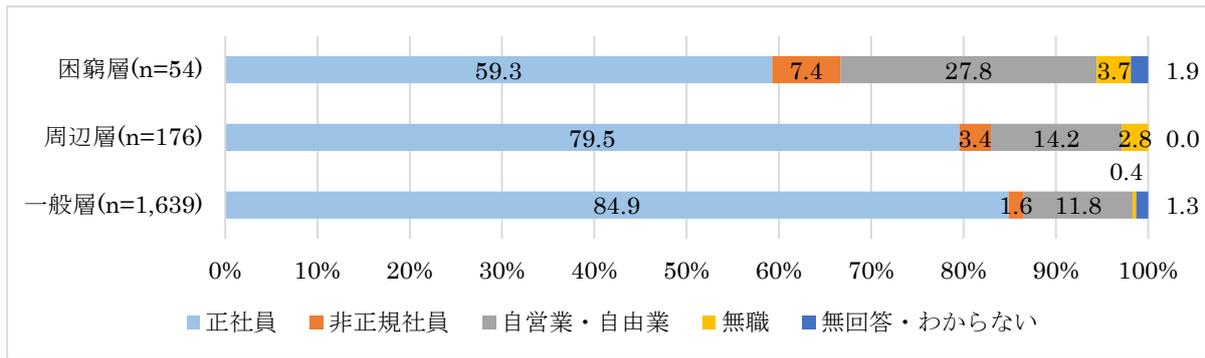


次に、生活困難度別に父親の就労状況を見ると、小学 5 年生、中学 2 年生ともに困窮層、周辺層、一般層の順に正社員の割合が高くなり、自営業・自由業の割合が低くなっている。また、非正規職員、無職の割合も困窮層、周辺層の方が一般層より高くなっている。生活困難度別の集計は、母親の就労状況よりも父親の就労状況による差が大きい。

図表 3-2-13 生活困難度(小学 5 年生):父親の就労状況別(\*\*\*)

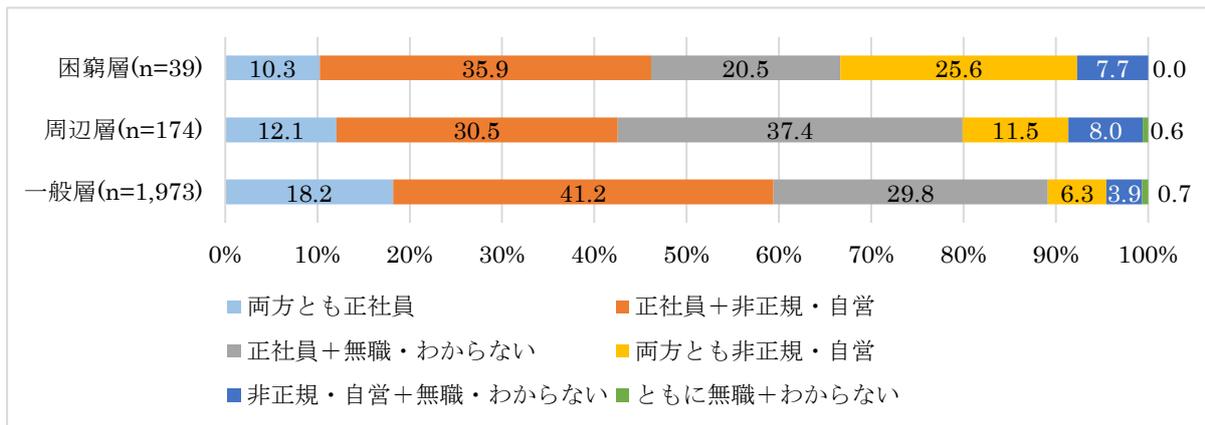


図表 3-2-14 生活困難度(中学 2 年生):父親の就労状況別(\*\*\*)

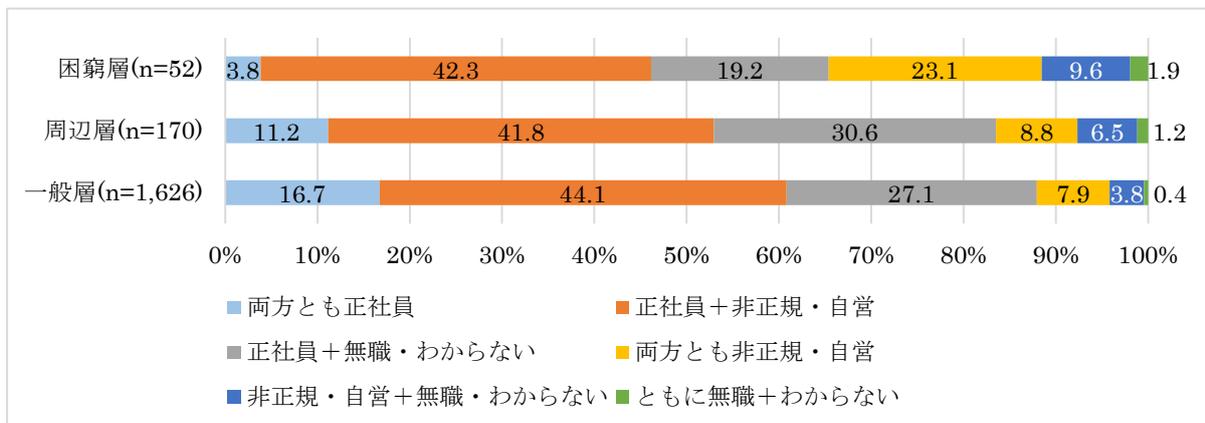


ふたり親世帯に限って、父母の就労状況の組み合わせ別に生活困難度を見ると、小学 5 年生、中学 2 年生ともに生活困難度が高いほど、「両方とも正社員」の割合が低くなっている。困窮層では、周辺層、一般層に比べ「両方とも非正規・自営・自由業」の割合が高い。また、周辺層においては、困窮層、一般層と比べても「正社員+非正規・自営・自由業」の割合が低く、「正社員+無職・わからない」の割合が高くなっている。

図表 3-2-15 生活困難度(小学 5 年生、ふたり親世帯):父母の就労状況の組み合わせ別(\*\*\*)



図表 3-2-16 生活困難度(中学 2 年生、ふたり親世帯):父母の就労状況の組み合わせ別(\*\*\*)

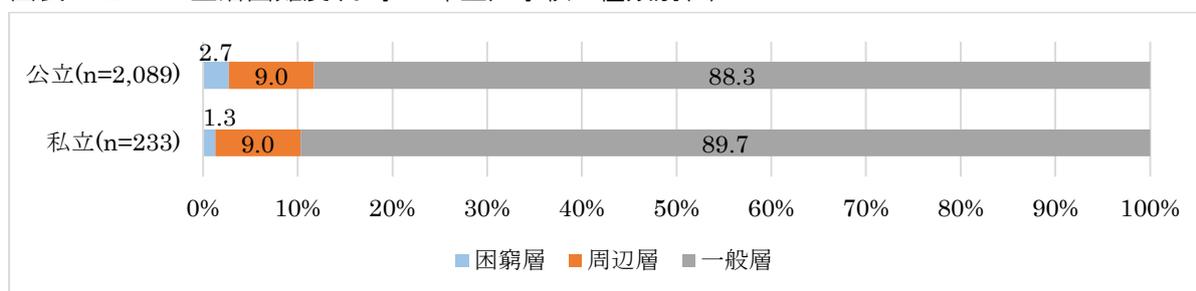


### (5) 学校種類別

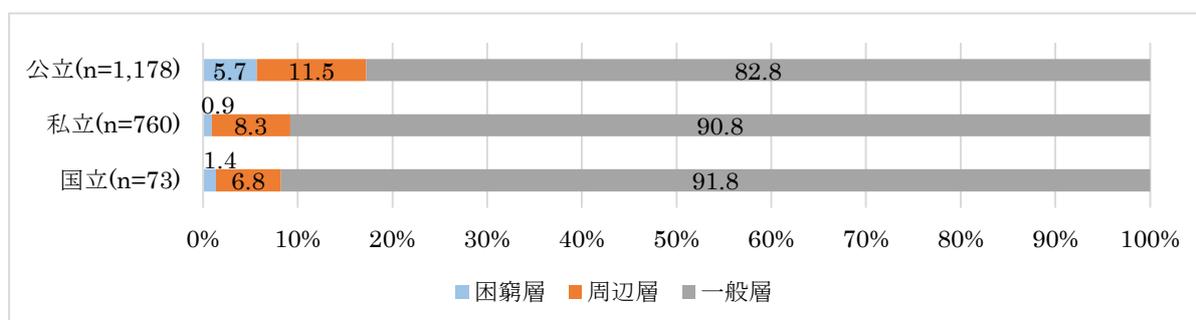
次に、学校の種類別に生活困難度を集計した。学校の種類は、保護者票と子ども票の両方にて聞いているが、子ども票の方が、無回答が多かったため、基本的に保護者票の回答を優先し保護者票が無回答であった場合のみ子ども票で補完した数値を用いている。その結果、小学5年生においては「国立」のn値が小さかったため（n=29）、「国立」は集計外として「公立」と「私立」のみを集計している。

小学5年生においては、公立小学校と私立小学校に通っている子どもの間において、生活困難度の分布の差は統計的に有意ではなく、両者に差があるとは認められない。しかし、中学2年生においては、生活困難度別に見ると、公立は私立、国立に比べ、生活困難層の割合が高く、公立中学校に通う子どもにおいては、困窮層が5.7%、周辺層が11.5%となっている。なお、私立と国立の間の差は統計的に有意ではない。

図表 3-2-17 生活困難度(小学5年生):学校の種類別(X)



図表 3-2-18 生活困難度(中学2年生):学校の種類別(\*\*\*)

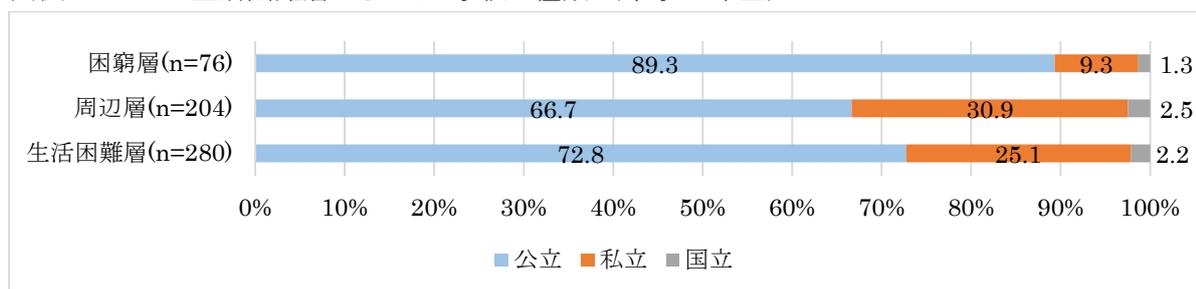


生活困難度別の学校の種類を見ると、小学5年生においては、生活困難層の子どもの88.8%が公立の学校に通っているおり、約1割は私立・国立に通っている。中学2年生においては、困窮層においては89.3%が公立に通っているが、周辺層では66.7%となっており、生活困難層の子どもの25.1%が私立、2.2%が国立の学校に通っている。

図表 3-2-19 生活困難層の子どもの学校の種類（小学 5 年生）



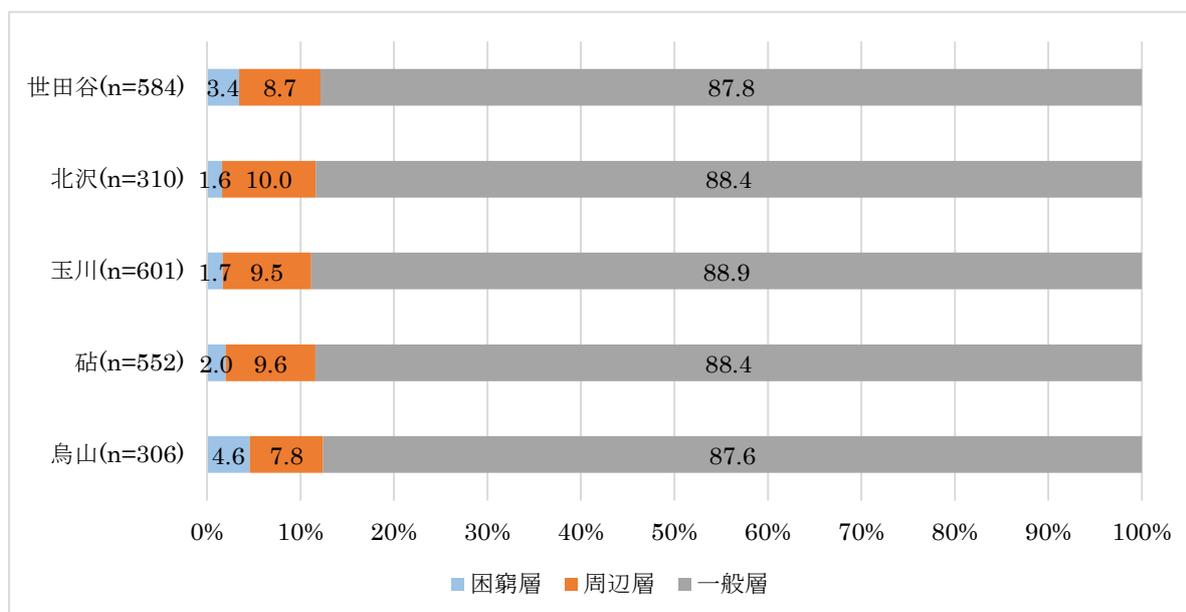
図表 3-2-20 生活困難層の子どもの学校の種類（中学 2 年生）



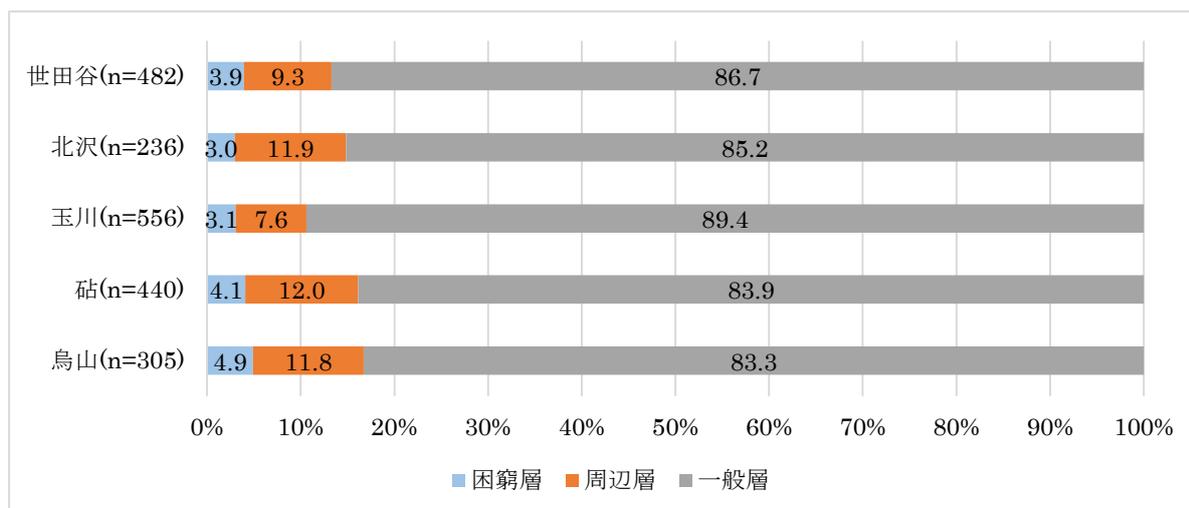
### (6) 地域別

最後に、世田谷区の 5 地域（世田谷、北沢、玉川、砧、烏山）別に生活困難度を集計した。小学 5 年生、中学 2 年生ともに地域別に若干の差が見られるが、この差は統計的には有意ではなく、誤差の範囲内である。すなわち、生活困難層は、世田谷区内の 5 地域にまんべんなく分布している。

図表 3-2-21 生活困難度(小学 5 年生):地域別(X)



図表 3-2-22 生活困難度(中学 2 年生):地域別(X)

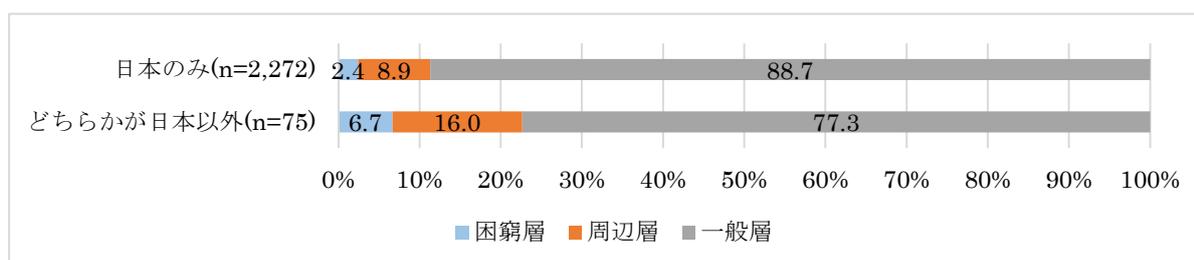


### (7) 外国にルーツを持つ子ども

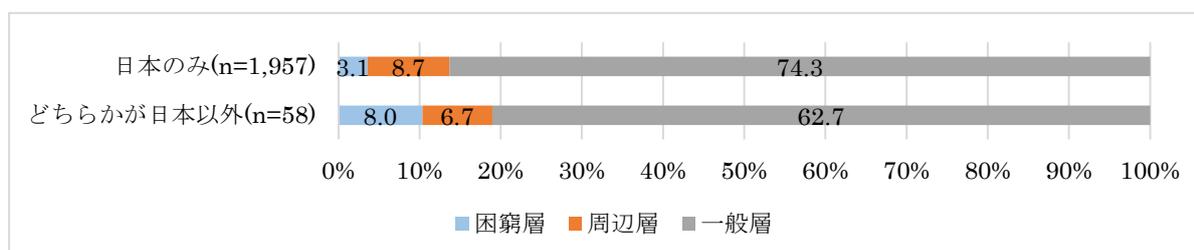
最後に、外国にルーツを持つ子どもの生活困難度を見る。2章において分類した父母の国籍の組み合わせを2つに集約し、一方を父母が日本国籍の子どものみ(父母のうち一人が「日本」で、もう一人の親が「無回答」の場合を含む)、もう一つを父母の少なくとも一人が「日本以外」の国籍の子ども(父母のうち一人が「日本以外」で、もう一人の親が「無回答」の場合を含む)とした。

その結果、小学5年生においては、「どちらかが日本以外」の場合は、困窮層が6.7%、周辺層が16.0%と「日本のみ」の子どもよりも高いことがわかった。中学2年生においては、差は小学5年生ほど大きくはないものの、「どちらかが日本以外」の子どもの生活困難度が「日本のみ」の子どもの生活困難度を上回っている。

図表 3-2-23 生活困難度(小学 5 年生):父母の国籍別(\*\*\*)



図表 3-2-24 生活困難度(中学 2 年生):父母の国籍別(\*\*)

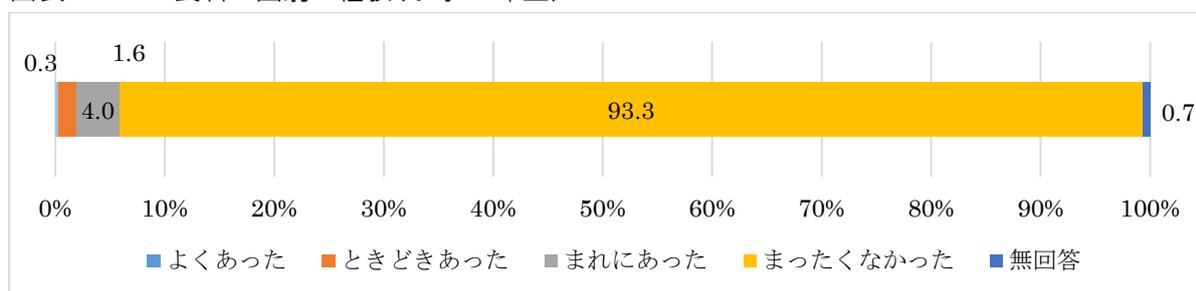


### 3. 家計の状況

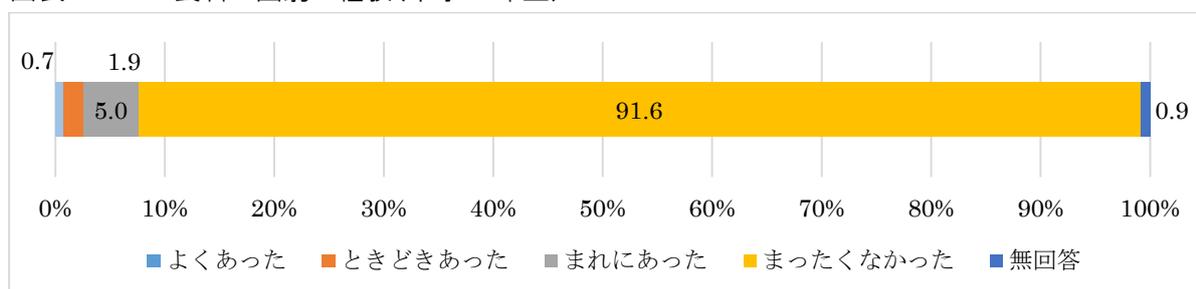
#### (1) 食料が買えなかった経験

小学5年生と中学2年生の子どもの保護者に「過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことがありましたか」と聞いた。すると、両学年ともに、「まったくなかった」と答えた割合は9割を超える（小学5年生では93.3%、中学2年生では91.6%）ものの、一部の保護者においてはそれ以外の回答が見られた。「よくあった」と答えたのは、小学5年生0.3%、中学2年生0.7%、「時々あった」はそれぞれ1.6%、1.9%、「まれにあった」はそれぞれ4.0%、5.0%であり、合わせると、小学5年生では5.9%、中学2年生では7.6%の保護者が食料を買えなかった経験があるとしている。

図表 3-3-1 食料の困窮の経験(小学5年生)



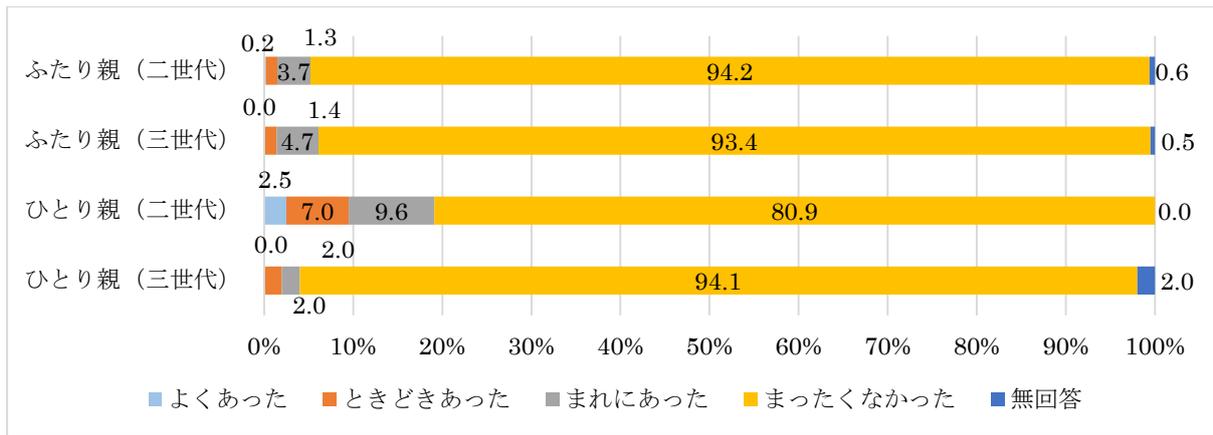
図表 3-3-2 食料の困窮の経験(中学2年生)



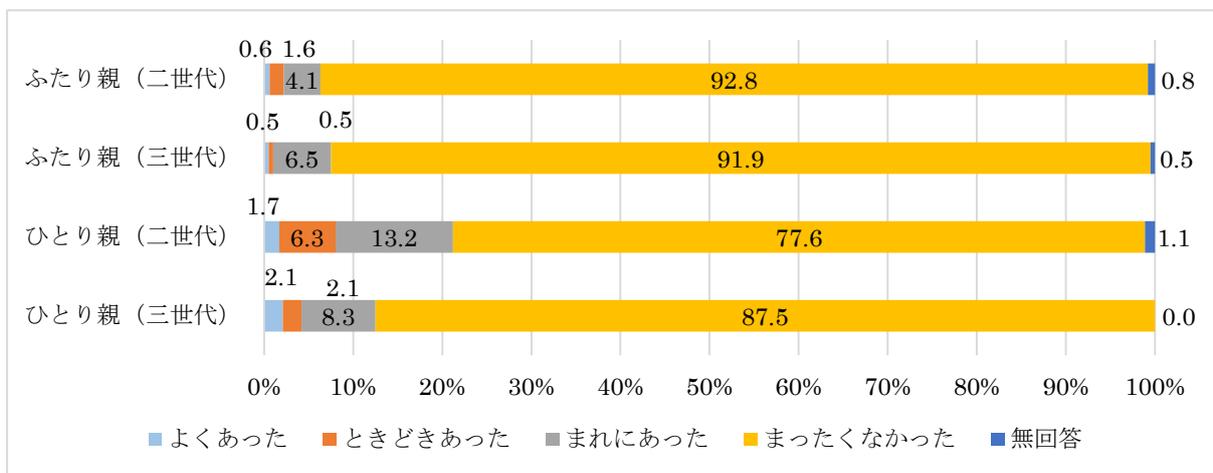
これを世帯タイプ別に見ると、最も食料が買えなかった経験があるのは、ひとり親（二世帯）世帯であり、小学5年生では、ひとり親（二世帯）世帯においては、「よくあった」が2.5%、「ときどきあった」が7.0%、「まれにあった」が9.6%と、合わせて19.1%の世帯に食料困窮経験がある。なお、ふたり親世帯の二世帯と三世帯の間には差は見られない。この傾向は、中学2年生でも同じである。中学2年生では、ひとり親（二世帯）世帯にて食料困窮経験した割合は2割を超える

また、生活困難度別に見ると、食料困窮の経験の割合の差は顕著である。困窮層では、小学5年生でも、中学2年生でも「よくあった」「ときどきあった」「まれあった」を合わせると、7割以上が該当すると回答している。

図表 3-3-3 食料の困窮の経験(小学 5 年生):世帯タイプ別(\*\*\*)

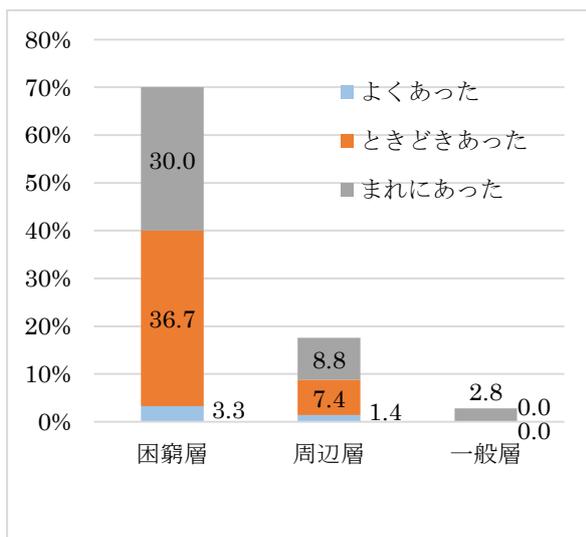


図表 3-3-4 食料の困窮の経験(中学 2 年生):世帯タイプ別(\*\*\*)

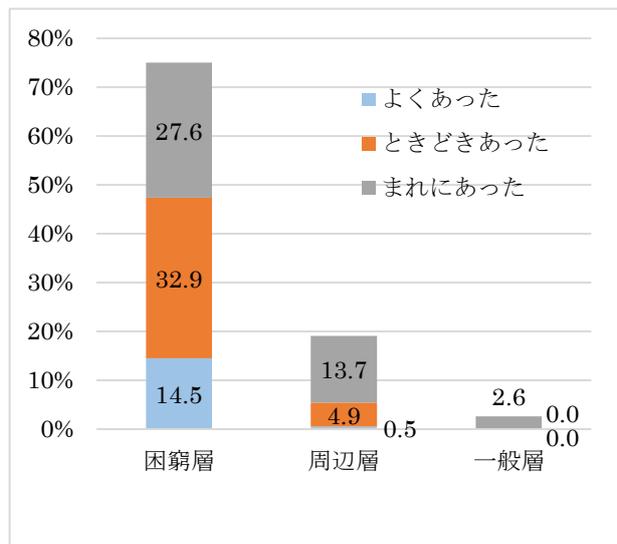


図表 3-3-5 食料の困窮の経験:生活困難度別

小学 5 年生(\*\*\*)



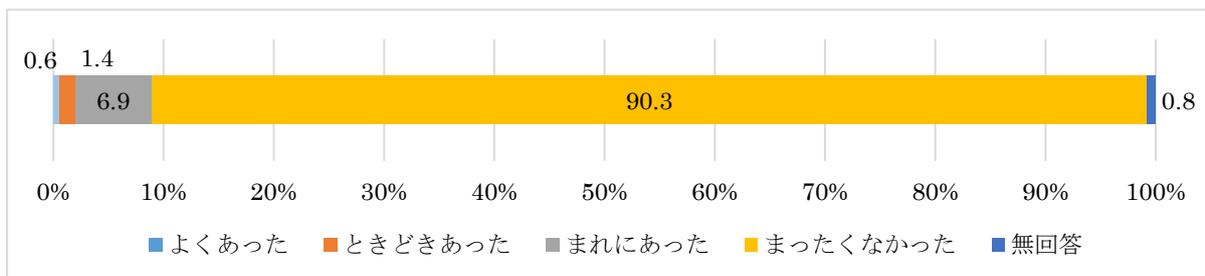
中学 2 年生(\*\*\*)



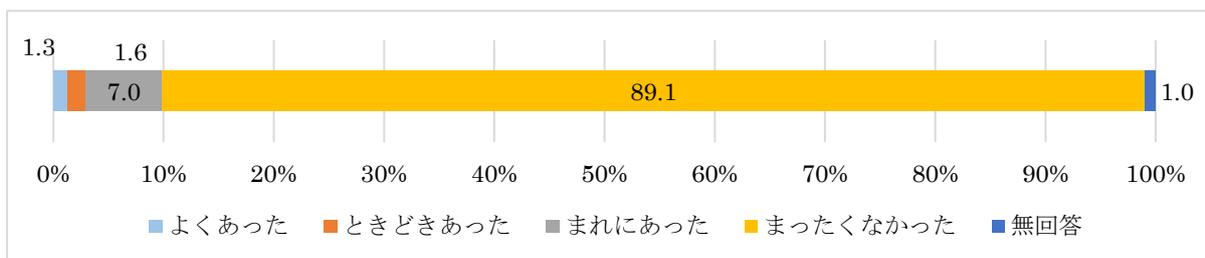
## (2) 衣類を買えなかった経験

次に、食料と同様に、「過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣類を買えないことがありましたか」と聞いた。すると、「まったくなかった」と答えた割合は小学5年生90.3%、中学2年生89.1%であった。「よくあった」と答えたのは、小学5年生0.6%、中学2年生1.3%、「時々あった」は1.4%、1.6%、「まれにあった」は6.9%、7.0%であり、合わせると、小学5年生では8.9%、中学2年生では9.9%の保護者が衣類を買えなかった経験があると答えている。

図表 3-3-6 衣類の困窮の経験(小学5年生)



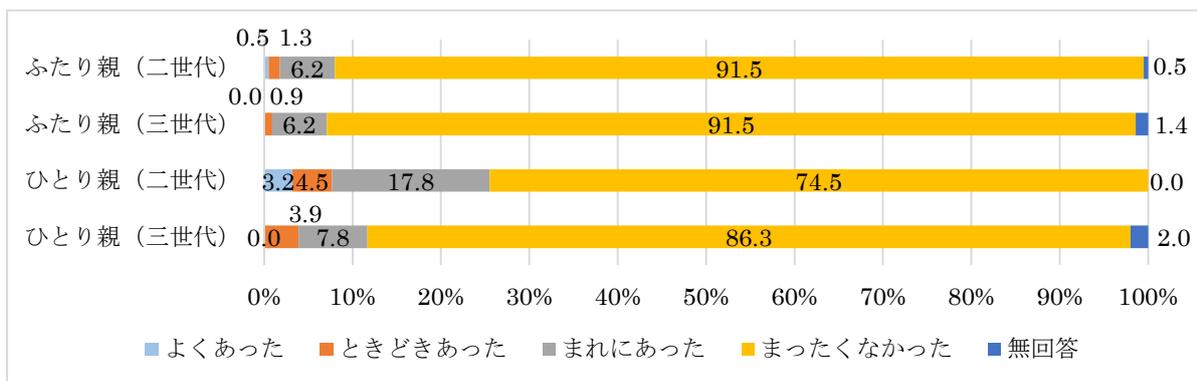
図表 3-3-7 衣類の困窮の経験(中学2年生)



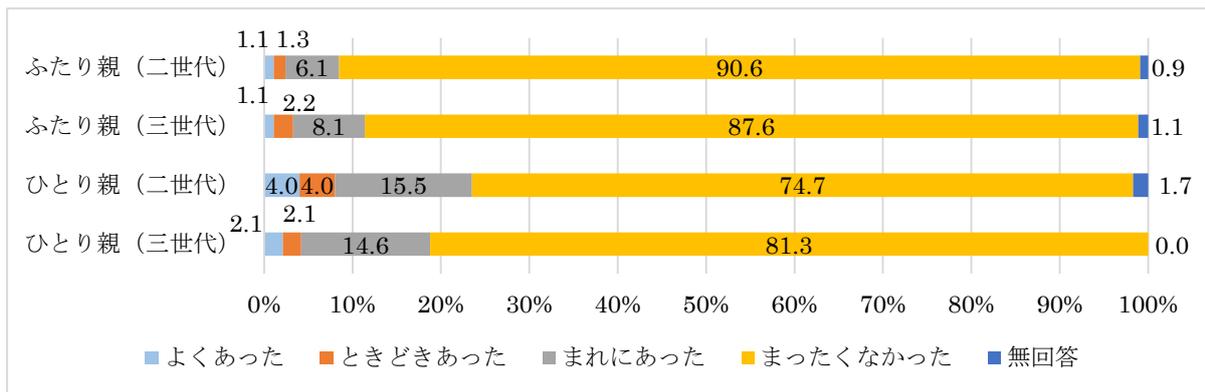
これを、世帯タイプ別に見ると、ひとり親(二世帯)世帯にて、「まったくなかった」以外の占める割合が大きく、足し合わせると小学5年生では25.5%、中学2年生では23.5%の保護者が「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と答えている。

生活困難度別には、困窮層において「まったくなかった」以外の割合が高く、特に、中学2年生の困窮層においては27.6%の保護者が「よくあった」と答えている。

図表 3-3-8 衣類の困窮の経験(小学5年生):世帯タイプ別(\*\*\*)

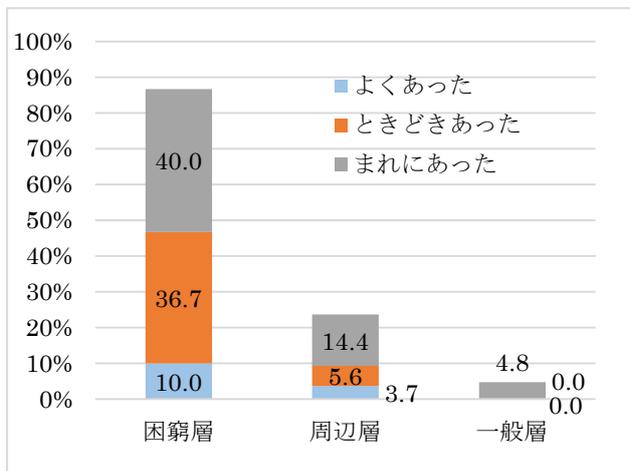


図表 3-3-9 衣類の困窮の経験(中学 2 年生):世帯タイプ別(\*\*\*)

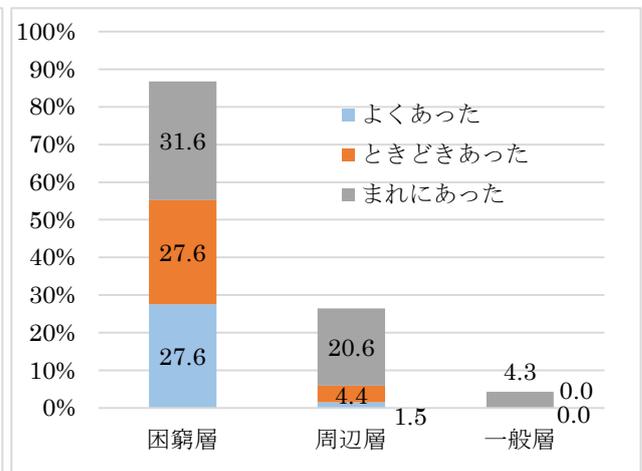


図表 3-3-10 衣類の困窮の経験:生活困難度別

小学 5 年生(\*\*\*)



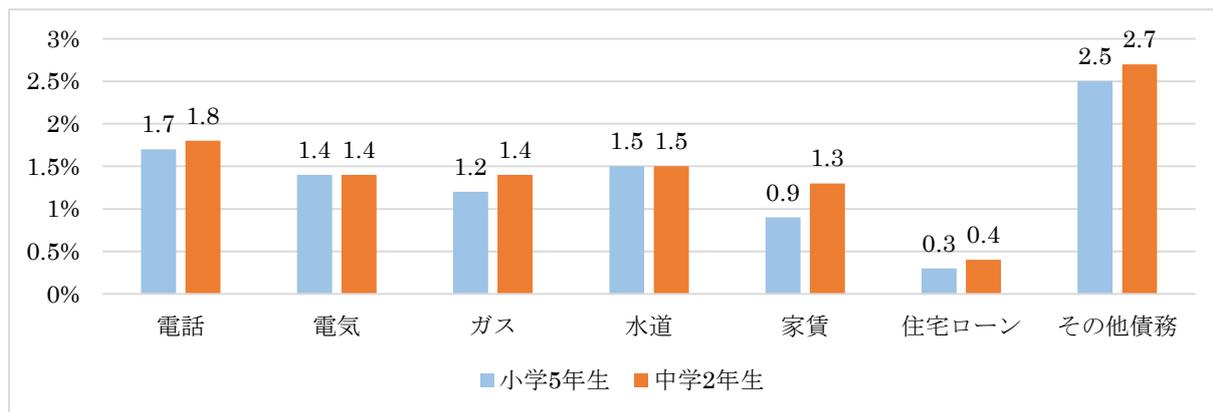
中学 2 年生(\*\*\*)



### (3) 公共料金等が払えなかった経験

次に、過去 1 年間において、経済的な理由で、「公共料金（電話、電気、ガス、水道）」「家賃」「住宅ローン」及び「その他債務」について、支払えないことがあったかを聞いた。電話、電気、ガス、水道については、小学 5 年生、中学 2 年生の両方において、1%~2%の世帯において滞納経験が見られた。「家賃」は 0.9% (小学 5 年生)、1.3% (中学 2 年生)、「住宅ローン」は 0.3%、0.4% であったが、「その他の債務」については、小学 5 年生 2.5%、中学 2 年生は 2.7%であった。

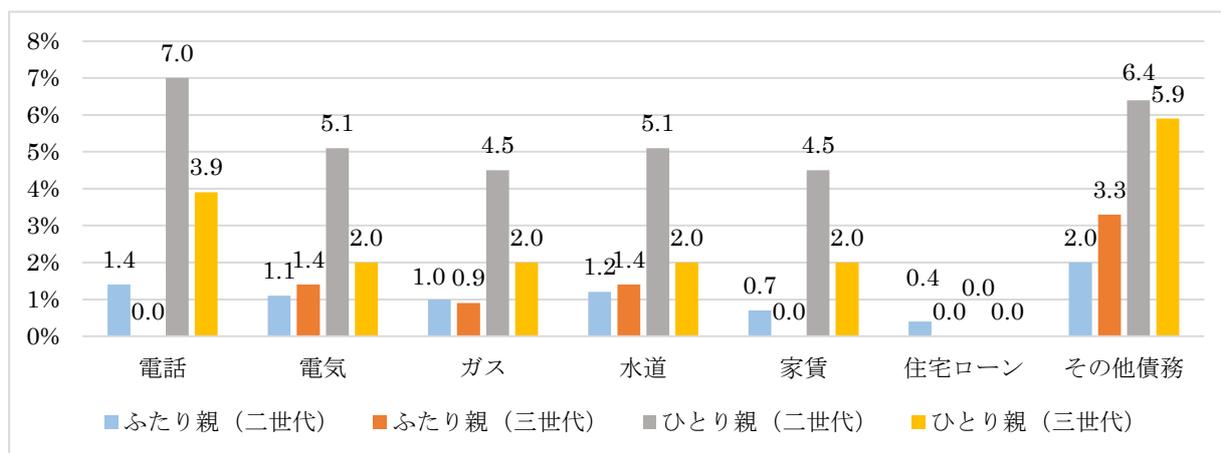
図表 3-3-11 公共料金等が払えなかった経験(小学5年生、中学2年生)



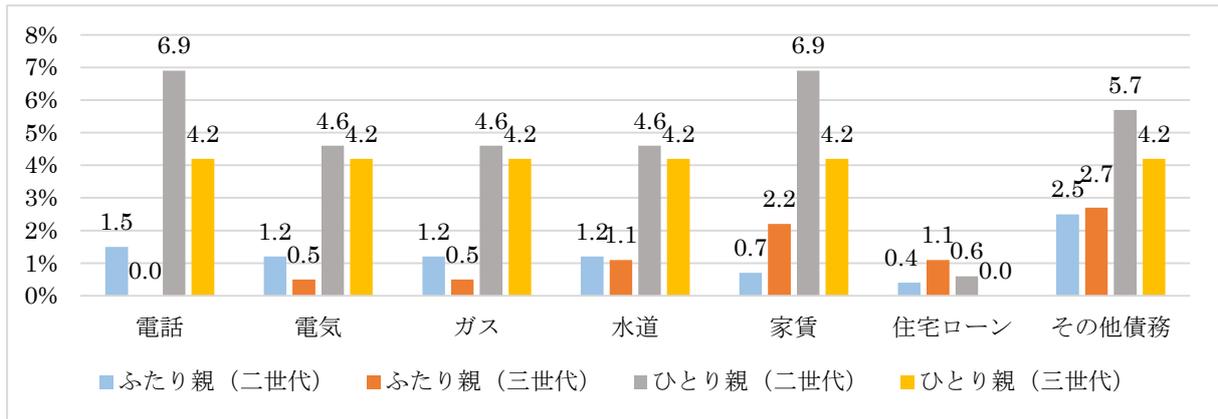
世帯タイプ別に見ると、ひとり親(二世帯)世帯における滞納経験がある保護者の割合が高い。ふたり親世帯の二世帯世帯と三世帯世帯の差はあまり見られない。

生活困難度で見ると、困窮層においては、約2割~4割の世帯にて公共料金等の滞納経験があることがわかる。

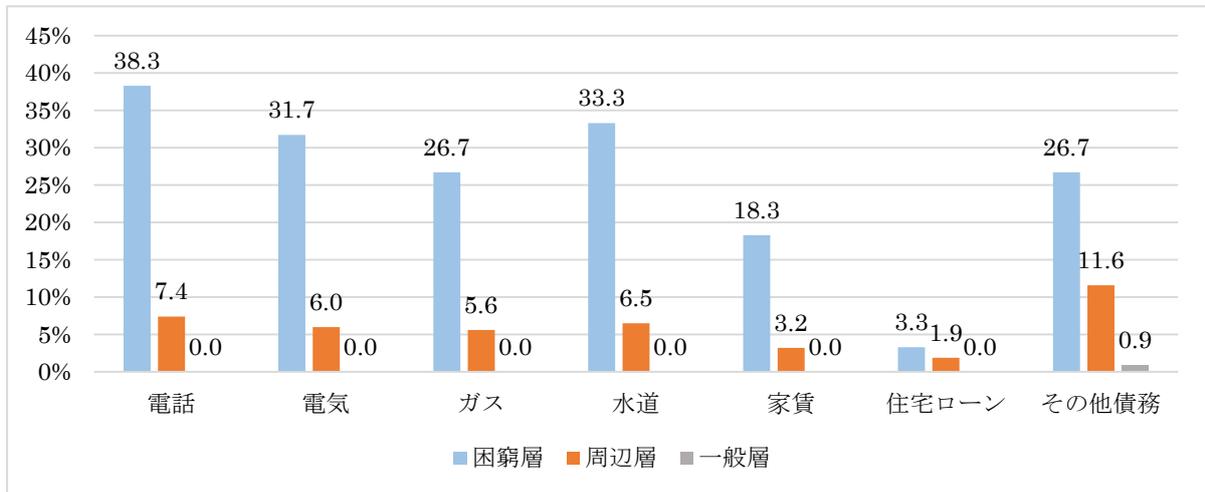
図表 3-3-12 公共料金等が払えなかった経験(小学5年生):世帯タイプ別(全て\*\*\*)



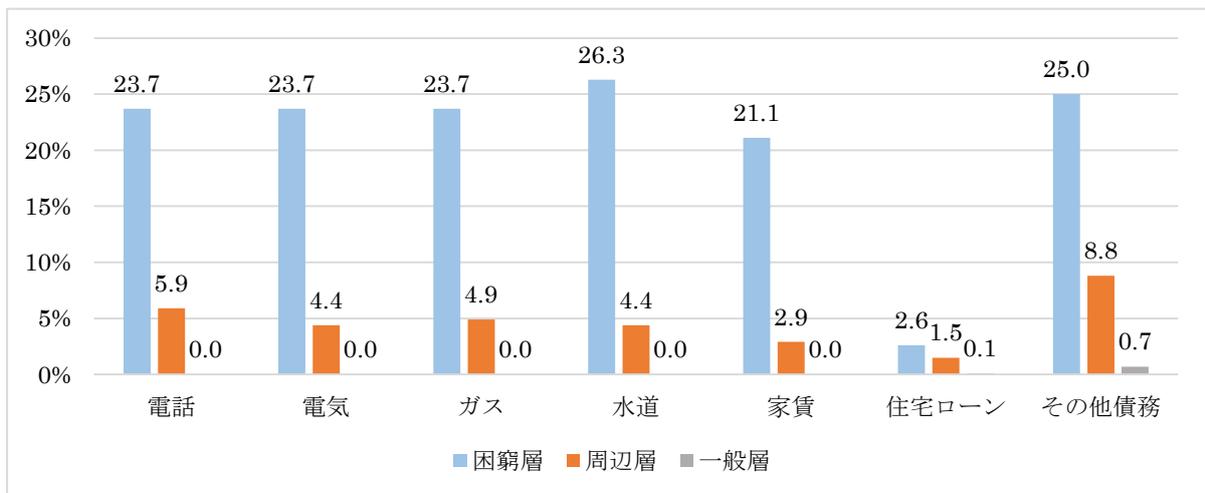
図表 3-3-13 公共料金等が払えなかった経験(中学 2 年生):世帯タイプ別(全て\*\*\*)



図表 3-3-14 公共料金等が払えなかった経験(小学 5 年生):生活困難度別(全て\*\*\*)



図表 3-3-15 公共料金等が払えなかった経験(中学 2 年生):生活困難度別(全て\*\*\*)

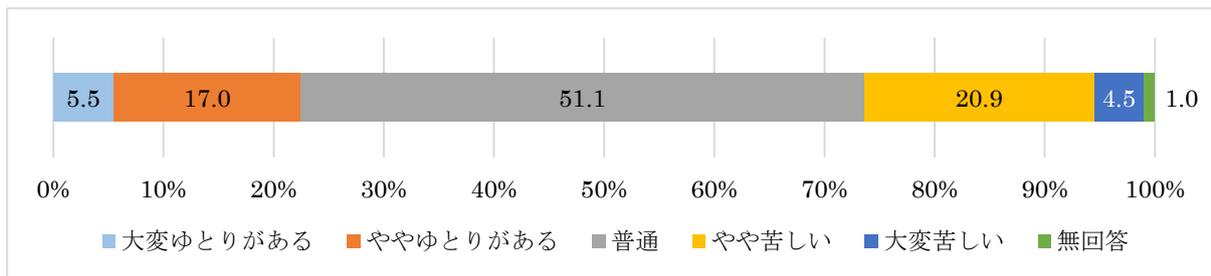


#### (4) 暮らしの状況

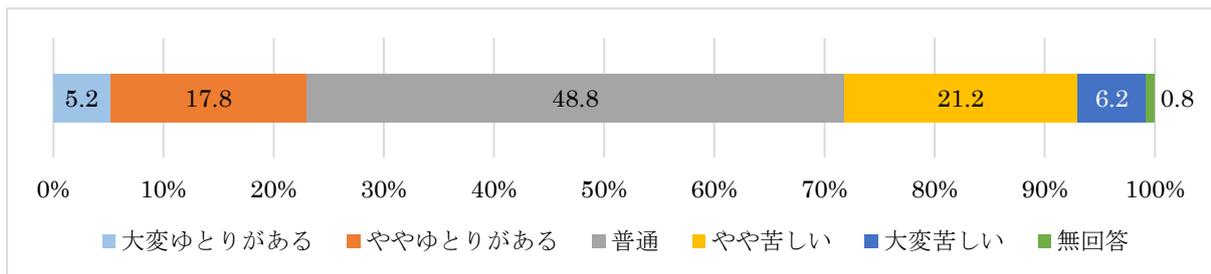
保護者に、「現在の暮らしの状況をどのように感じていますか」との設問にて、「大変ゆとりがある」から「大変苦しい」まで5段階の選択肢を設けて聞いた。その結果、小学5年生の5.5%は「大変ゆとりがある」としているが、「大変苦しい」とした保護者も4.5%あった。「大変ゆとりがある」「ややゆとりがある」と、「大変苦しい」「やや苦しい」を比べると、「苦しい」とした保護者は、25.4%、「ゆとり」があると回答した保護者は22.5%となっている。約半数の51.1%は「普通」と回答している。

中学2年生においては、「大変苦しい」「やや苦しい」の割合が小学5年生より若干高くなっているが、ここでも「(大変、やや) 苦しい」のほうが「(大変、やや) ゆとりがある」を上回っている。

図表 3-3-16 暮らしの状況(小学5年生)

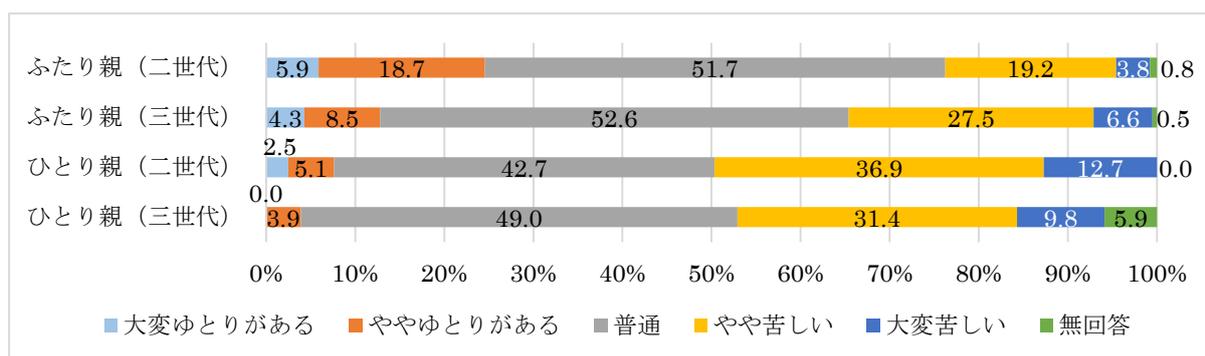


図表 3-3-17 暮らしの状況(中学2年生)

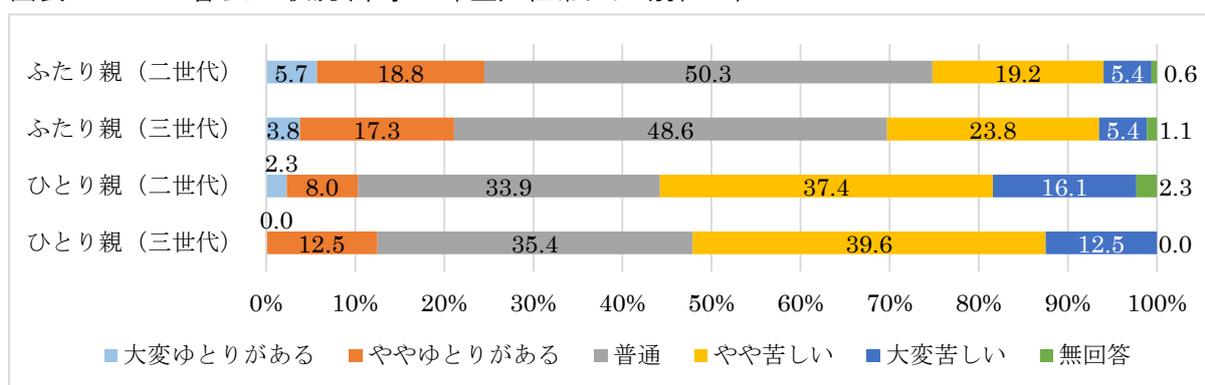


世帯タイプ別に暮らしの状況を見ると、小学5年生でも中学2年生においても、ふたり親(二世帯)世帯、ふたり親(三世帯)世帯、ひとり親(三世帯)世帯、ひとり親(二世帯)世帯の順に「(大変、やや) ゆとりがある」の割合が高くなり、「(大変、やや) 苦しい」が低くなる傾向が見られた。三世帯世帯は、二世帯世帯より、ひとり親世帯はふたり親世帯よりも、暮らし向きが厳しい。

図表 3-3-18 暮らしの状況(小学5年生):世帯タイプ別(\*\*\*)

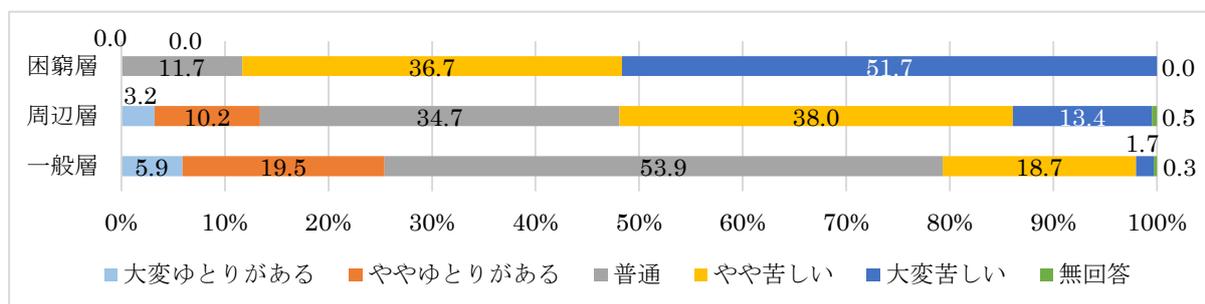


図表 3-3-19 暮らしの状況(中学2年生):世帯タイプ別(\*\*\*)

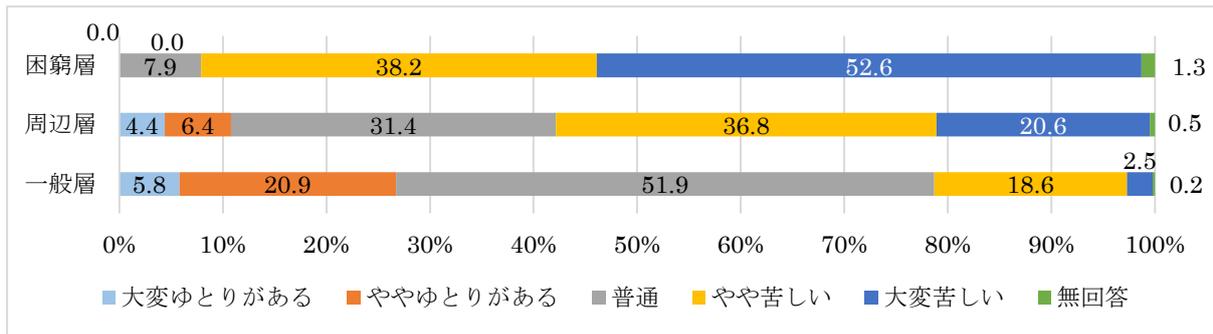


生活困難度別では、困窮層の暮らしの状況の厳しさが際立っている。小学5年生、中学2年生共に、困窮層における「大変苦しい」の割合は半数を超え、それぞれ51.7%、52.6%となっている。「やや苦しい」を加えると、困窮層では、約9割(小学5年生88.4%、中学2年生90.8%)が「苦しい」と回答している。

図表 3-3-20 暮らしの状況(小学5年生):生活困難度別(\*\*\*)



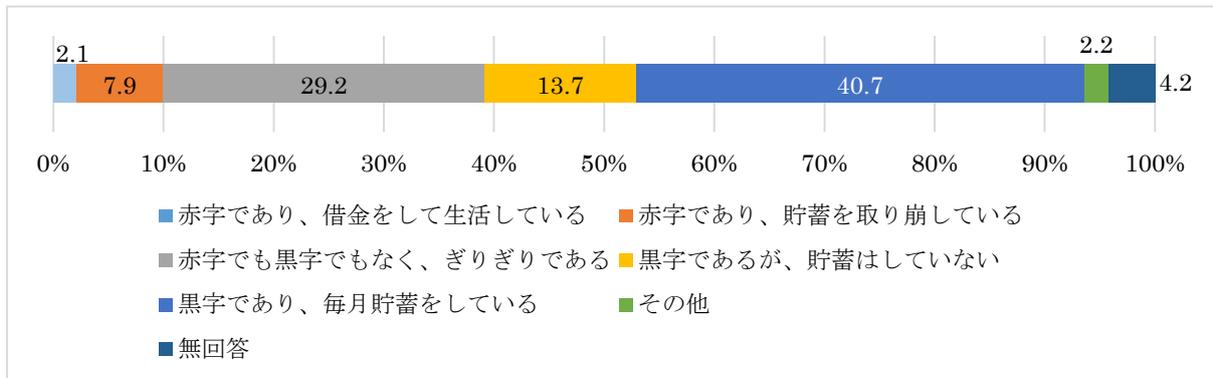
図表 3-3-21 暮らしの状況(中学 2 年生):生活困難度別(\*\*\*)



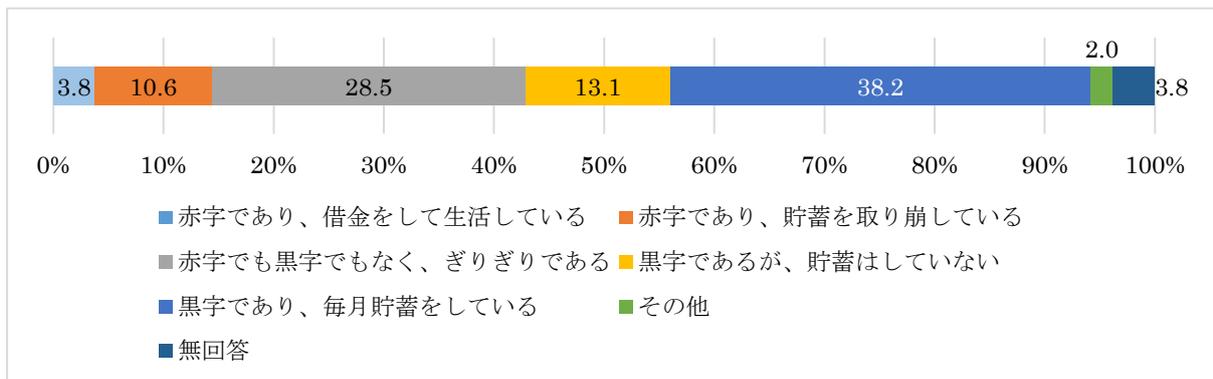
### (5) 家計の状況

世帯における家計の状況について、保護者に聞いた。すると、小学 5 年生では 2.1%、中学 2 年生では 3.8%が「赤字であり、借金をして生活をしている」と回答している。また、それぞれ 7.9%、10.6%が「赤字であり、貯蓄を取り崩している」としており、小学 5 年生では 10.0%、中学 2 年生では 14.4%が「赤字」であった。一方、小学 5 年生の 40.7%、中学 2 年生の 38.2%は「黒字であり、毎月貯蓄をしている」と回答している。参考までに東京都調査の結果を示すと、「黒字であるが、貯蓄はしていない」(小学 5 年生 10.5%、中学 2 年生 10.5%)、「黒字であり、毎月貯蓄をしている」(小学 5 年生 34.0%、中学 2 年生 30.7%)であり、本調査の方が黒字である世帯の割合が高い。

図表 3-3-22 家計の状況(小学 5 年生)



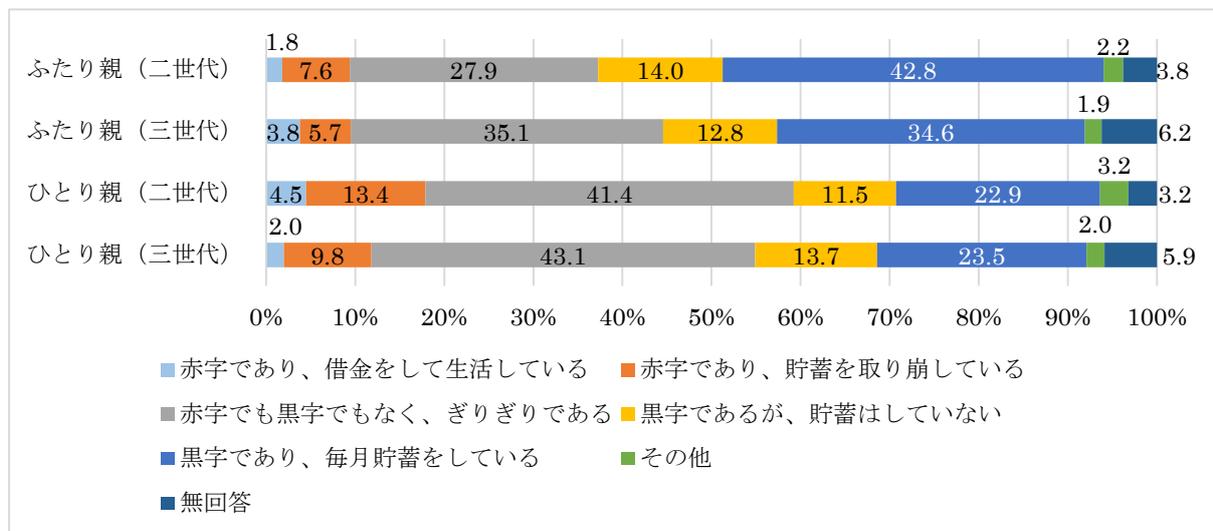
図表 3-3-23 家計の状況(中学 2 年生)



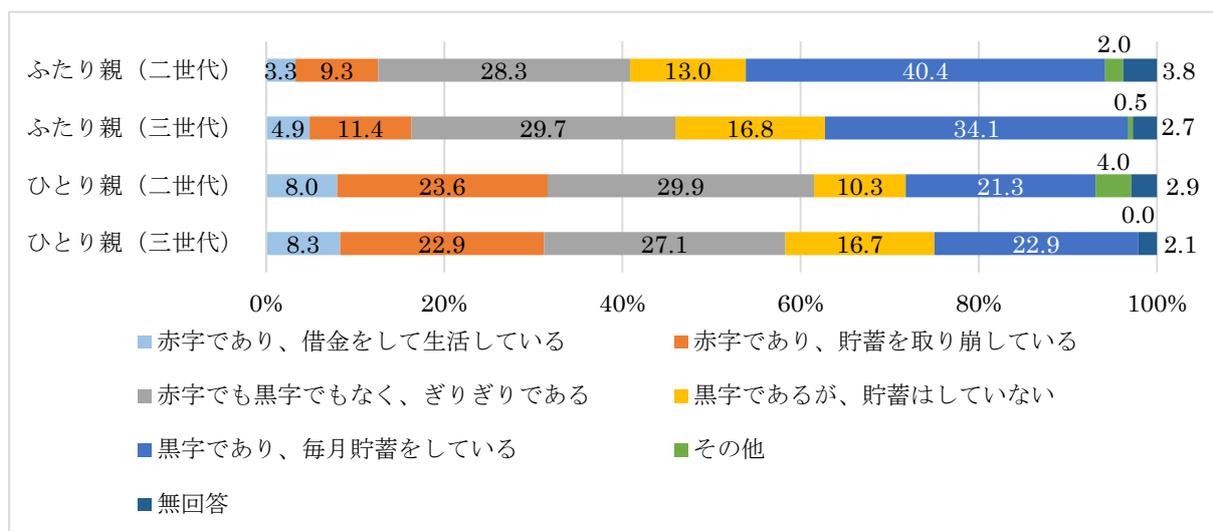
家計の状況について、世帯タイプ別に見ると、ひとり親世帯においては、「黒字であり、毎月貯蓄をしている」の割合がふたり親世帯よりも低くなっている。また、ふたり親世帯の二世世代世帯と三世世代世帯を比べると、三世世代世帯のほうが「黒字であり、毎月貯蓄」している割合が低い。一方、ひとり親世帯では、「赤字であり、借金」「赤字であり、貯蓄を取り崩し」を合算した割合が高くなっている。特に中学2年生のひとり親世帯では、その割合は3割を超えている。

生活困難度別に見ると、困窮層のおおよそ3分の1(小学5年生は33.3%、中学2年生は32.9%)が「赤字であり、借金をして生活している」と回答している。「赤字であり貯蓄を取り崩している」世帯も約3割存在している。

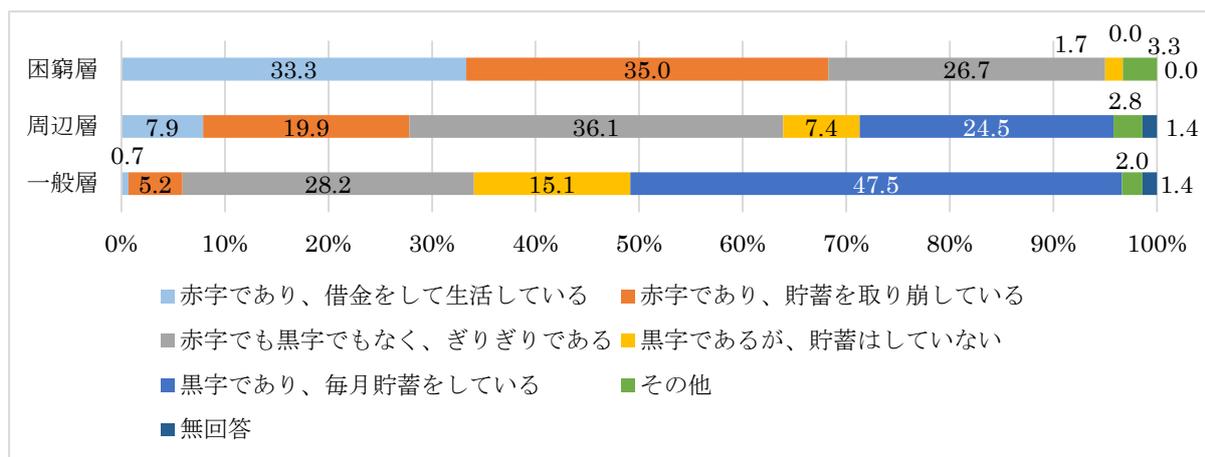
図表 3-3-24 家計の状況(小学5年生):世帯タイプ別(\*\*\*)



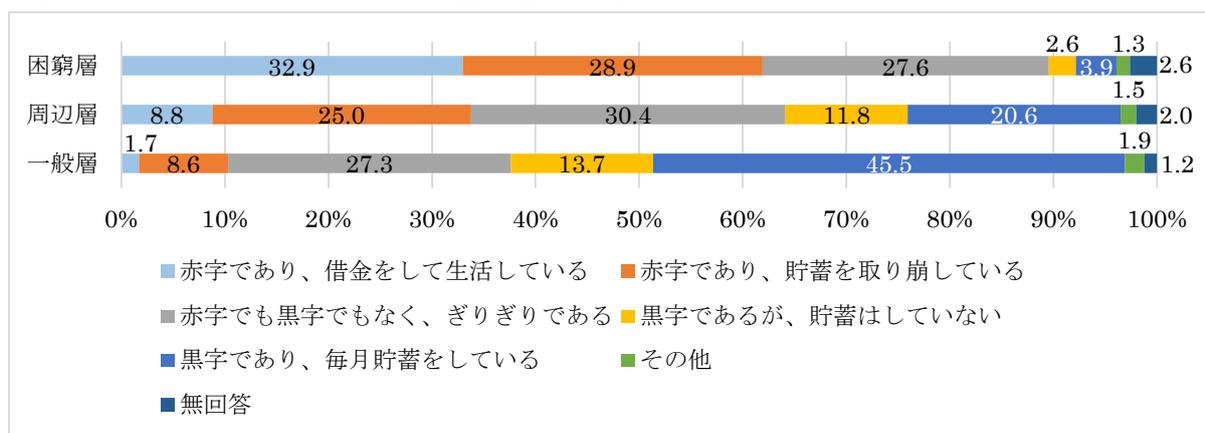
図表 3-3-25 家計の状況(中学2年生):世帯タイプ別(\*\*\*)



図表 3-3-26 家計の状況(小学 5 年生):生活困難度別(\*\*\*)



図表 3-3-27 家計の状況(中学 2 年生):生活困難度別(\*\*\*)

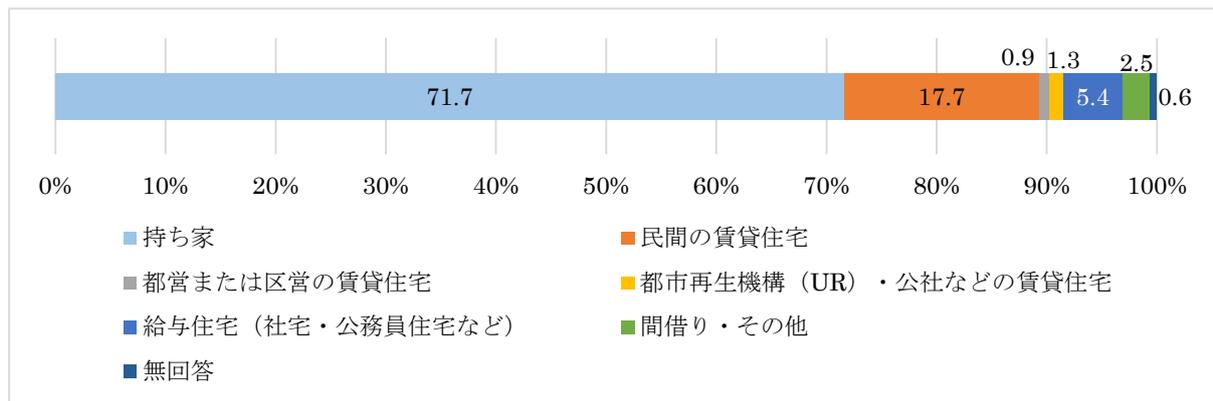


## 4. 住居の状況

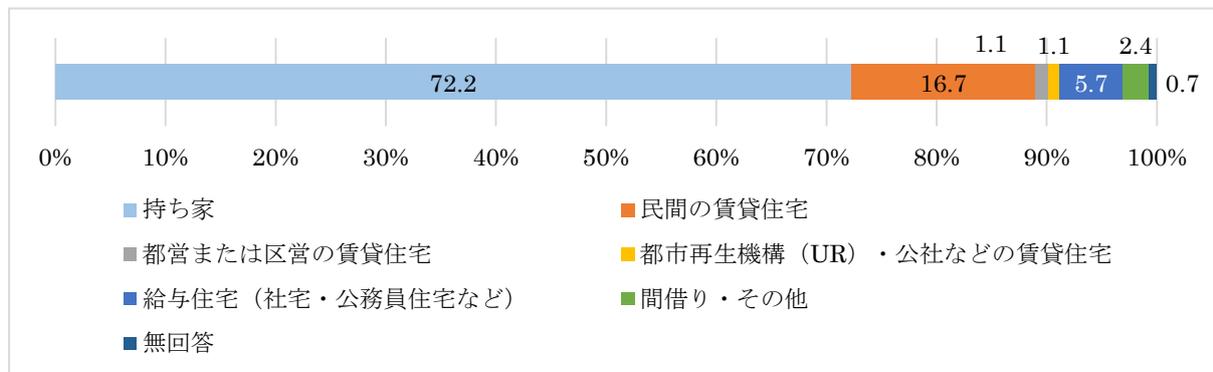
### (1) 住宅の種類

本調査においては、世田谷区の子どもの住居の状況を見るために、保護者に住居の種類や部屋数等を聞いている。まず、住居の種類について見ると、小学5年生の71.7%、中学2年生では72.2%が「持ち家」となっており、大多数を占める。「民間の賃貸住宅」は、小学5年生では17.7%、中学2年生では16.7%であり、「給与住宅（社宅・公務員住宅など）」「間借り・その他」も若干存在する。

図表 3-4-1 住宅の種類(小学5年生)

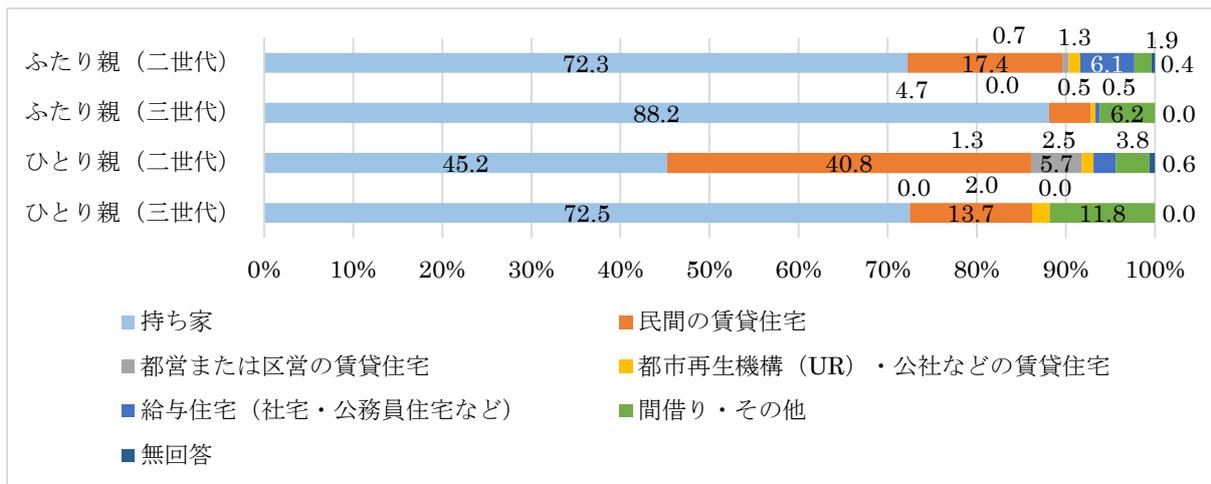


図表 3-4-2 住宅の種類(中学2年生)

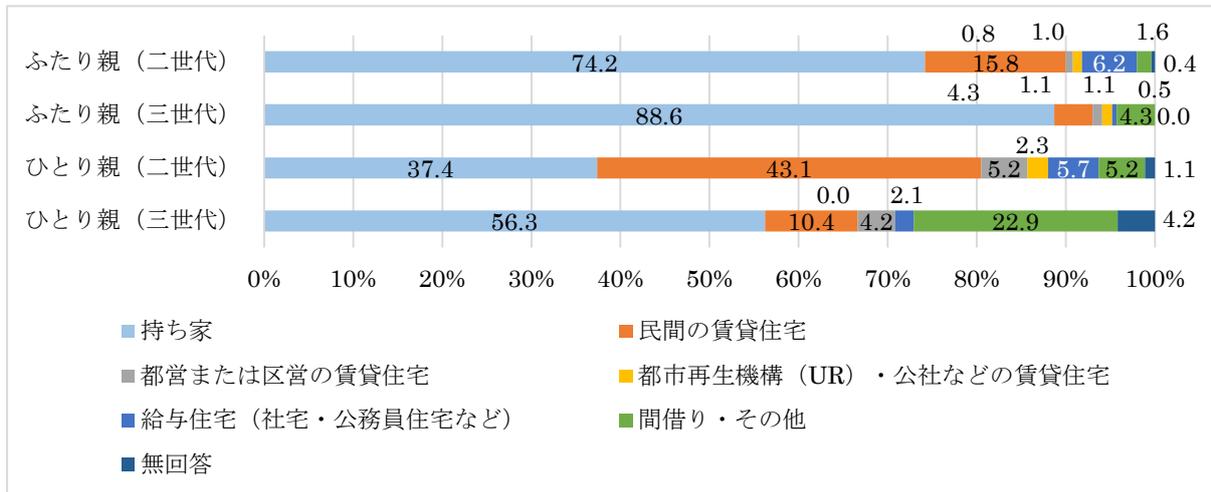


住宅の種類を、世帯タイプ別に見ると、ふたり親（三世代）世帯において「持ち家」の割合が最も高く、ひとり親（二世帯）世帯にて最も低い。ひとり親（二世帯）世帯においては、「民間の賃貸住宅」の割合が他の世帯タイプより高いことが特徴であり、中学2年生においては「持ち家」よりも高くなっている。

図表 3-4-3 住宅の種類(小学 5 年生):世帯タイプ別(\*\*\*)

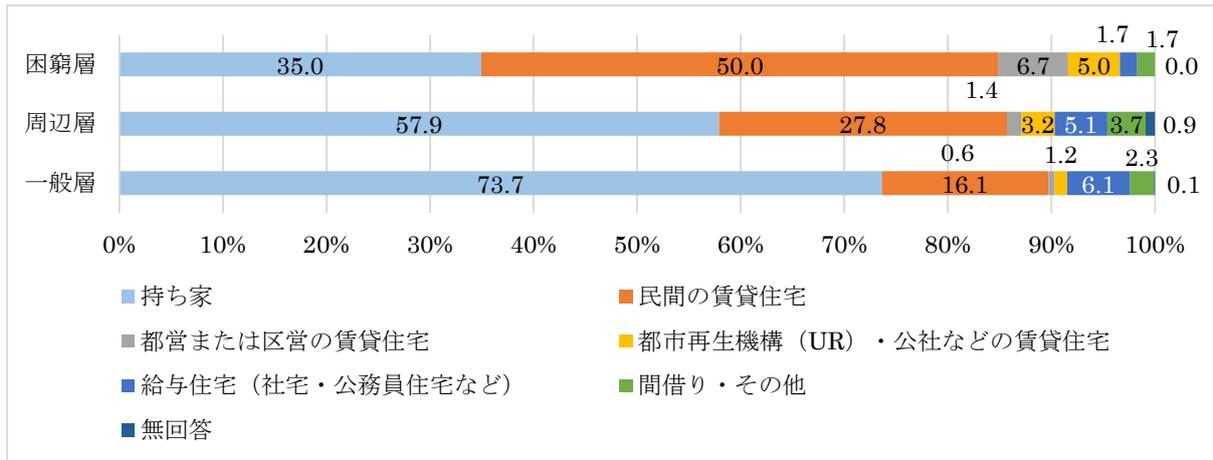


図表 3-4-4 住宅の種類(中学 2 年生):世帯タイプ別(\*\*\*)

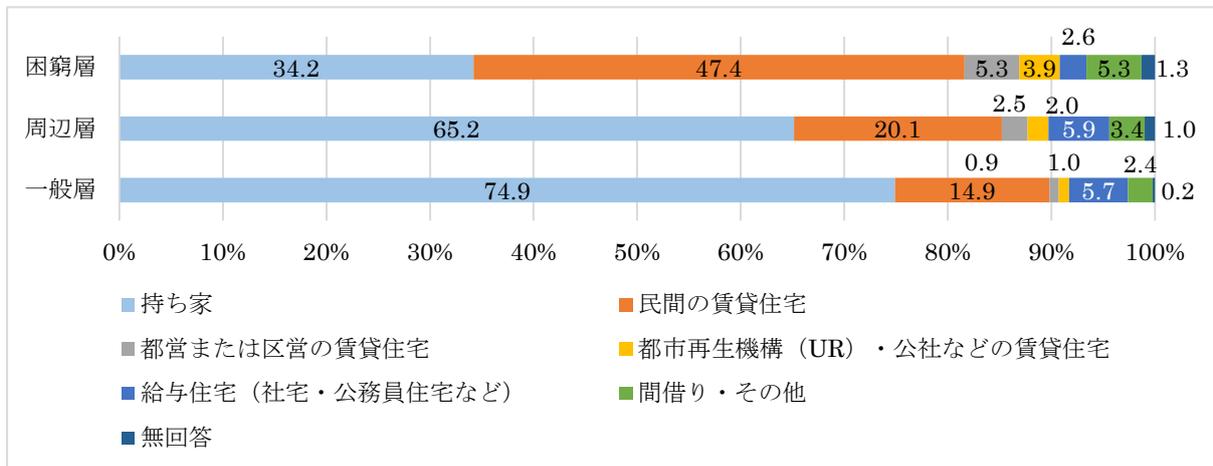


生活困難度別に見ると、生活困難度が高いほど、「持ち家」の割合が低くなり、「民間の賃貸住宅」の割合が高くなっている。特に困窮層では小学 5 年生の 50.0%、中学 2 年生の 47.4%が「民間の賃貸住宅」に居住している。東京都調査において、この値は小学 5 年生 29.5%、中学 2 年生 32.6%と 20 ポイント以上低い。その代わりに、同調査では困窮層の 16.8% (小学 5 年生)、12.0% (中学 2 年生) が「都営または市営・区営の賃貸住宅」(本調査における「都営または区営の賃貸住宅」と同様の選択肢)に居住している。本調査では困窮層におけるこの割合は 5%~7%にとどまっており、特徴的な結果と言える。

図表 3-4-5 住宅の種類(小学 5 年生):生活困難度別(\*\*\*)



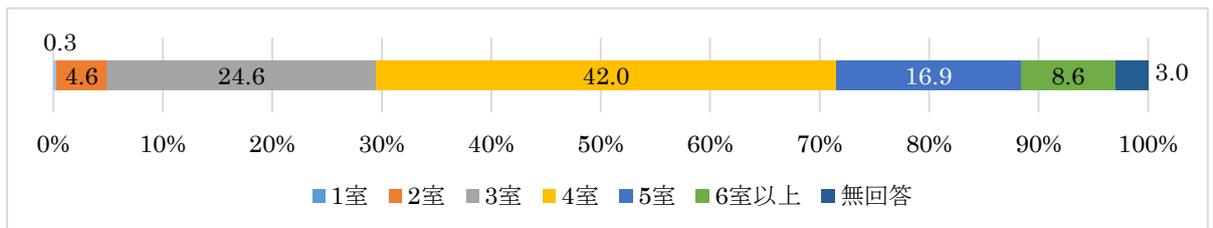
図表 3-4-6 住宅の種類(中学 2 年生):生活困難度別(\*\*\*)



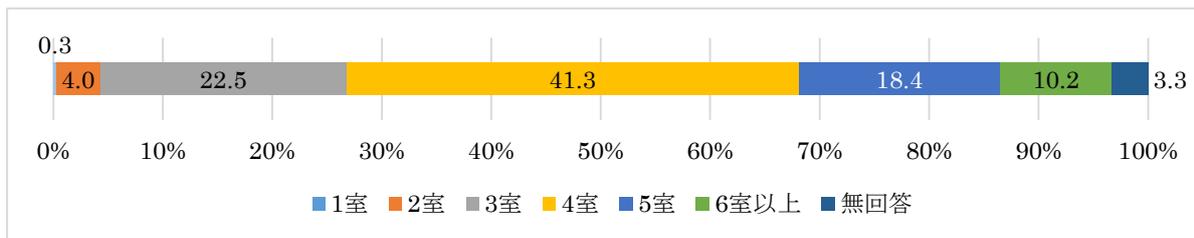
## (2) 居室数

次に、保護者に「居住用の部屋数（玄関やふろ等は含めない）」を聞いた。すると、最も割合が高いのが小学 5 年生、中学 2 年生の順に、「4 室」（42.0%、41.3%）、次が「3 室」（24.6%、22.5%）であった。また、少数ではあるが、「2 室」（4.6%、4.0%）、「1 室」（0.3%、0.3%）と答えた保護者も存在する。

図表 3-4-7 居室の数(小学 5 年生)

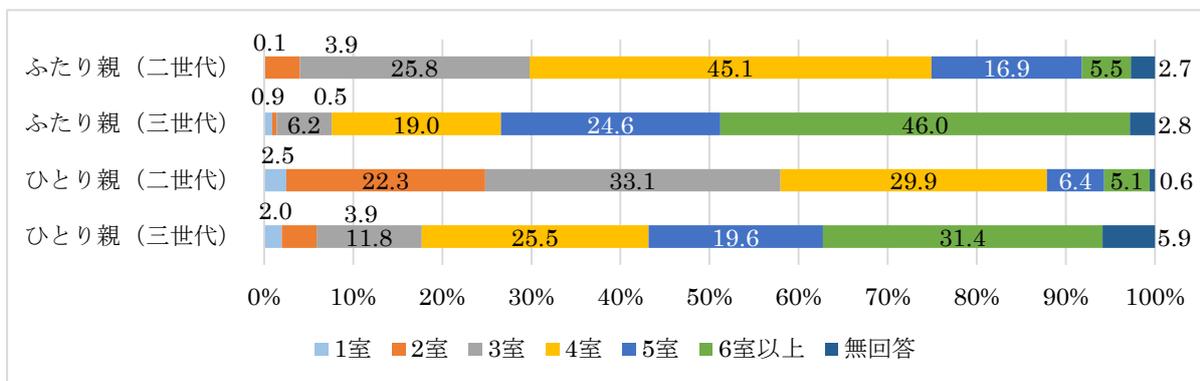


図表 3-4-8 居室の数(中学 2 年生)

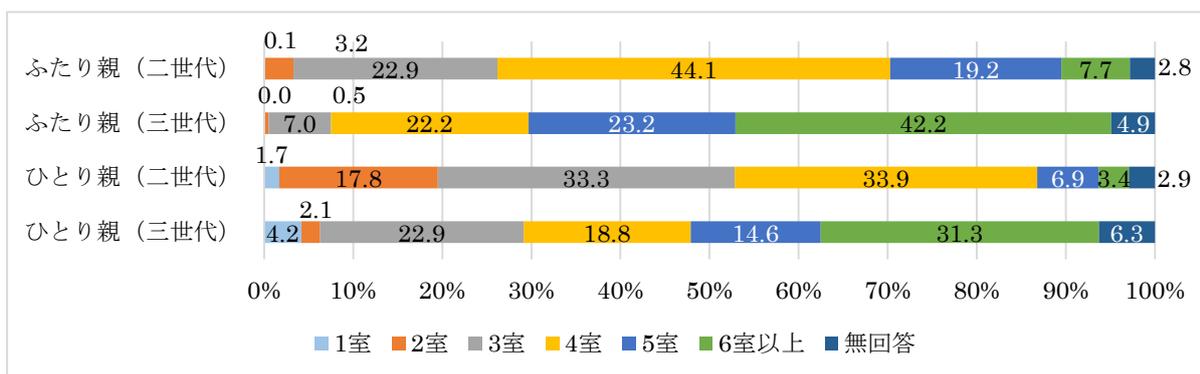


居室数を世帯タイプ別に見ると、三世代世帯（ふたり親世帯とひとり親世帯）においては、「6室以上」が、二世代世帯よりも割合が高くなっている。ふたり親（二世代）世帯においては、「4室」の割合が最も高く 45.1%（小学 5 年生）、44.1%（中学 2 年生）となっている。ひとり親（二世代）世帯においては「3室」（33.1%、33.3%）と「4室」（29.9%、33.9%）が約 6 割を占めている。

図表 3-4-9 居室の数(小学 5 年生):世帯タイプ別(\*\*\*)

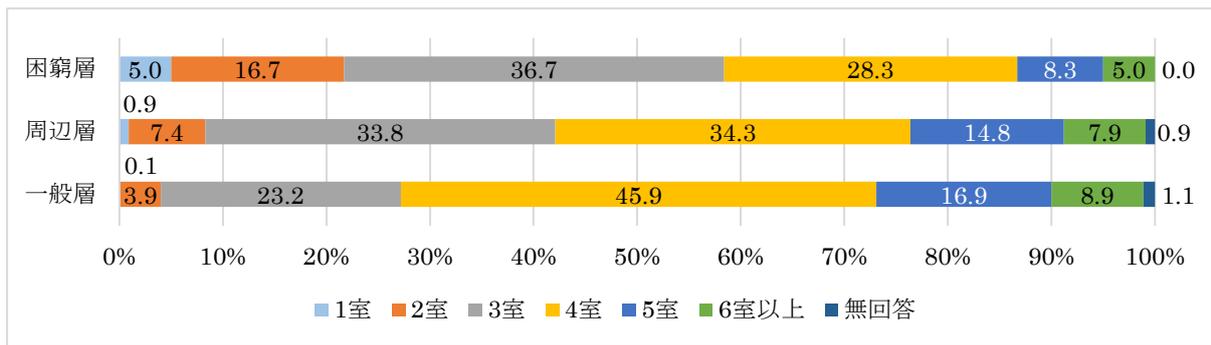


図表 3-4-10 居室の数(中学 2 年生):世帯タイプ別(\*\*\*)

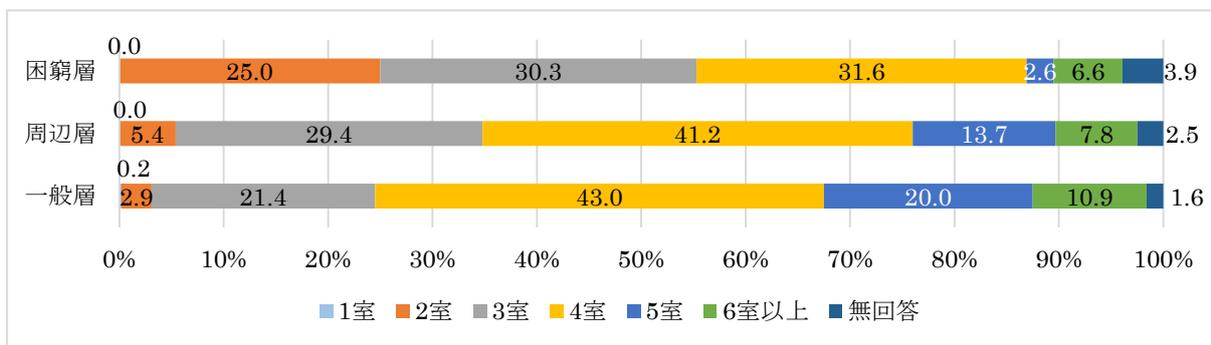


生活困難度別に見ると、生活困難度が高いほど「1室」「2室」を足し合わせた割合が高くなっている。小学 5 年生の困窮層では、「1室」が 5.0%、「2室」が 16.7%、中学 2 年生では「1室」は 0%であるが「2室」が 25.0%となっている。

図表 3-4-11 居室の数(小学 5 年生):生活困難度別(\*\*\*)



図表 3-4-12 居室の数(中学 2 年生):生活困難度別(\*\*\*)



### (3) 住宅費

保護者票にて持ち家の場合には毎月の住宅ローン返済額、賃貸の場合は毎月の家賃ならびに共益費・管理費の金額を聞いた。それぞれの平均金額を見ると、住宅ローン返済額は、小学 5 年生では 108,342 円、中学 2 年生では 112,373 円だった。一方、家賃の金額は小学 5 年生では 134,396 円、中学 2 年生では 128,059 円であり、両学年とも住宅ローン返済額よりも高額だった。また、共益費・管理費は、小学 5 年生では 8,693 円、中学 2 年生では 6,496 円だった。

図表 3-4-13 1 か月あたりの住宅費の平均金額

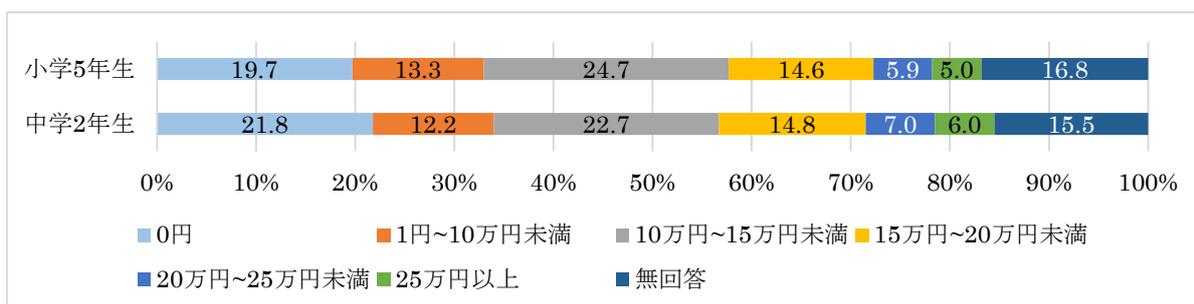
|         | 小学 5 年生   | 中学 2 年生   |
|---------|-----------|-----------|
| 住宅ローン   | 108,342 円 | 112,373 円 |
| 家賃      | 134,396 円 | 128,059 円 |
| 共益費・管理費 | 8,693 円   | 6,496 円   |

\*無回答、非該当を除いた上で集計。また、小数点第一位を四捨五入している。

住宅ローン返済額について「0 円」「1 円~10 万円未満」「10 万円~15 万円未満」「15 万円~20 万円未満」「20 万円~25 万円未満」「25 万円以上」に分けたうえで、分布を見ると、両学年とも「0 円」が約 2 割、「1 円~10 万円未満」が 12%~14%、「10 万円~15 万円未満」が 22%~25%、「15 万円~20 万円未満」が約 15%、「20 万円~25 万円未満」が 5%~7%、「25 万円以上」が 5%~6%を

占めていた。

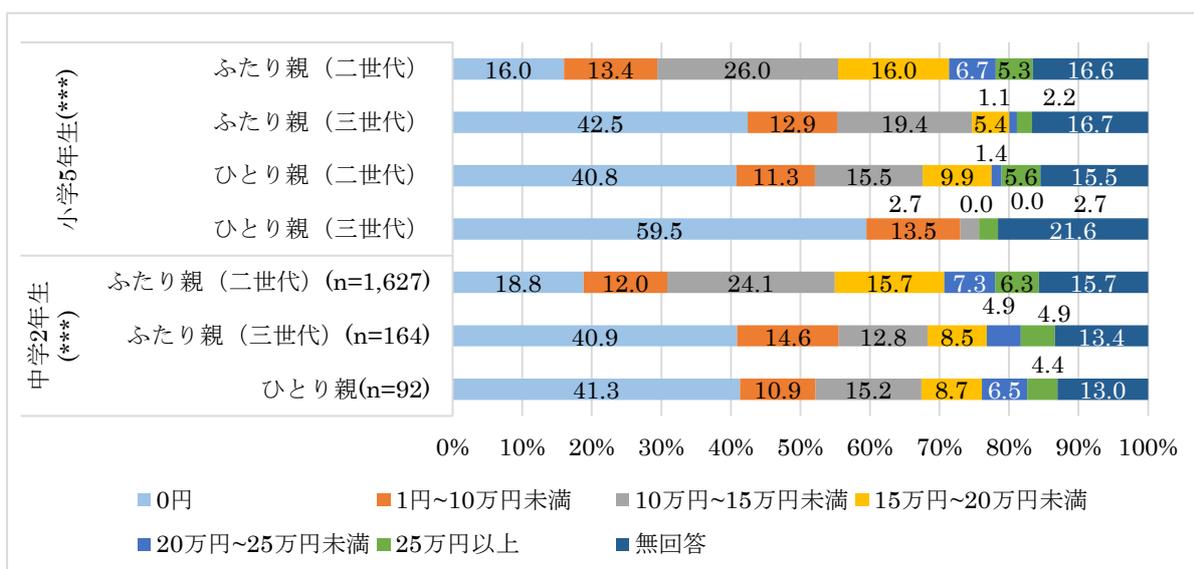
図表 3-4-14 1 か月あたりの住宅ローン返済額(小学 5 年生、中学 2 年生)



さらに、住宅ローン返済額の分布を世帯タイプ別に見ると、小学 5 年生、中学 2 年生ともに有意な差があった。なお、中学 2 年生ではひとり親（三世代）世帯の n 値が 27 と少なかったため、ひとり親（二世帯）世帯と合体させてひとり親世帯として分析している。

具体的な分布を見ると、両学年とも「0円」の割合は、ふたり親（二世帯）世帯が最も低く、2割を切っているのに対し、ふたり親（三世代）世帯、ひとり親（二世帯）世帯、ひとり親（三世代）世帯は4割を超えている（中学 2 年生はひとり親世帯）。反対に、「10万円~15万円未満」「15万円~20万円未満」「20万円~25万円未満」はどちらの学年も、ふたり親世帯における割合が最も高い。全体として、ふたり親（二世帯）世帯において住宅ローン返済額が高い傾向にあると言える。なお、中学 2 年生においては「25万円以上」についても、ふたり親（二世帯）世帯における割合が最も高い。

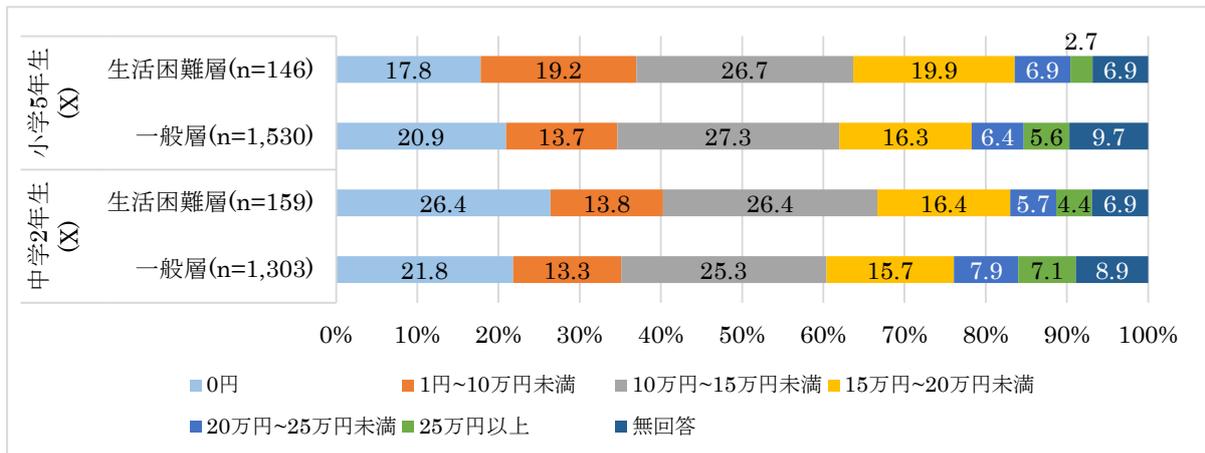
図表 3-4-15 1 か月あたりの住宅ローン返済額(小学 5 年生、中学 2 年生):世帯タイプ別



困窮層の n 値が小学 5 年生 17、中学 2 年生 26 と少なかったため、生活困難層（困窮層+周辺層）と一般層に分けた上で、住宅ローン返済額の分布の違いを見たが、小学 5 年生、中学 2 年生

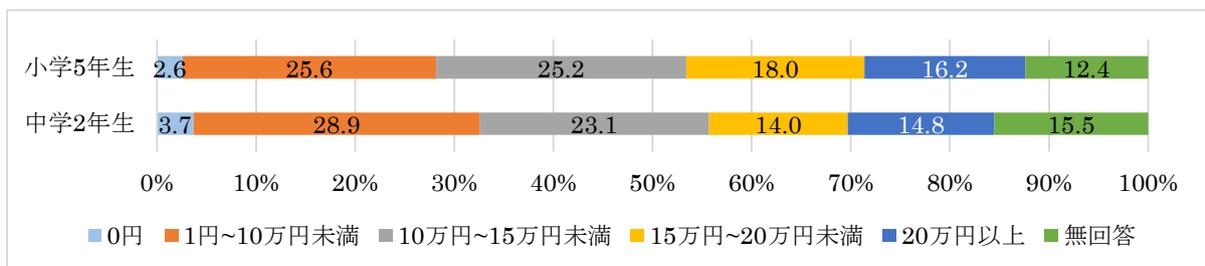
ともに有意な差は確認されなかった。特に「15万円~20万円未満」「20万円~25万円未満」「25万円以上」といった高額な住宅ローン返済額においても、生活困難層と一般層における割合に有意な差がないことは注目に値する。住宅ローン返済額の負担の大きさが、持ち家を持つ生活困難層の生活を圧迫している可能性がある。

図表 3-4-16 1 か月あたりの住宅ローン返済額(小学 5 年生、中学 2 年生):生活困難度別



続いて、家賃について「0円」「1円~10万円未満」「10万円~15万円未満」「15万円~20万円未満」「20万円以上」に分けたうえで、分布を見ると、両学年とも「0円」が約2~4%、「1円~10万円未満」が25%~29%、「10万円~15万円未満」が23%~26%、「15万円~20万円未満」が14%~18%、「20万円以上」が14%~17%を占めていた。

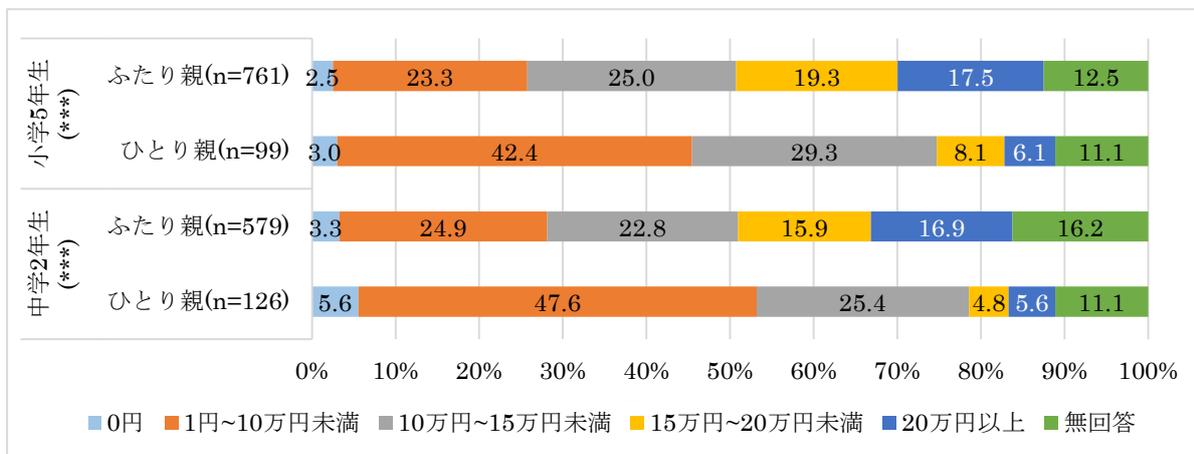
図表 3-4-17 1 か月あたりの家賃額(小学 5 年生、中学 2 年生)



さらに、ふたり親（三世代）世帯の n 値、ひとり親（三世代）世帯の n 値が、小学 5 年生では 25（ふたり親（三世代）世帯）、14（ひとり親（三世代）世帯）、中学 2 年生では 21（ふたり親（三世代）世帯）、19（ひとり親（三世代）世帯）と少なかったため、ふたり親世帯とひとり親世帯に分けて、家賃額の分布を見たところ、小学 5 年生、中学 2 年生ともに有意な差があった。どちらの学年でも、「0円」の占める割合は、世帯タイプに寄らず 2%~6%にとどまっている。それに対し、「1円~10万円未満」の占める割合は、ふたり親世帯では 23%~25%であるのに対し、ひとり親世帯では 4 割を超えている。また、「10万円~15万円未満」の割合も、数ポイント程度だが、どちらの学年でもひとり親世帯の方が高い。他方、ふたり親世帯の「15万円~20万円未満」「20

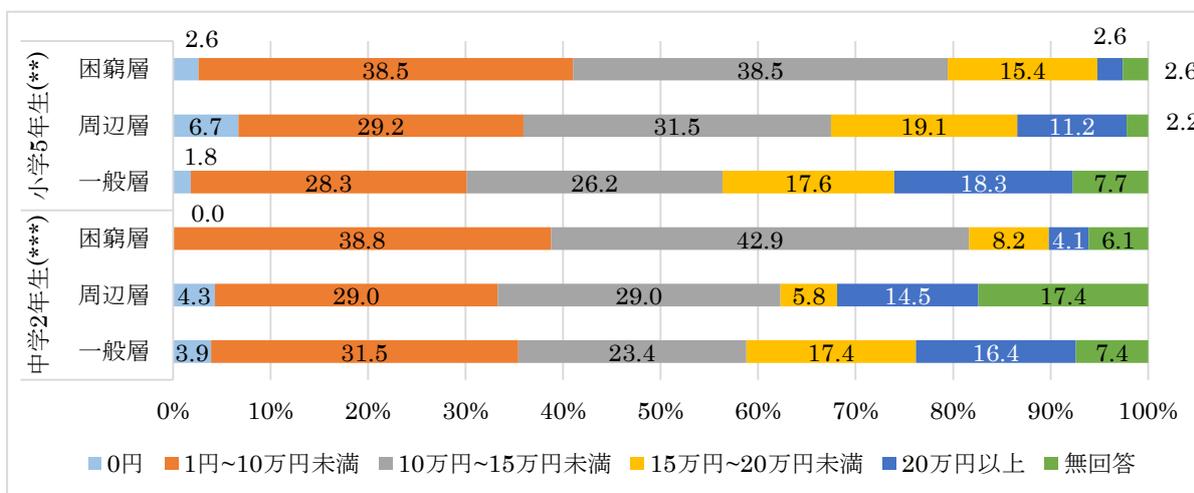
万円以上」の割合は、ひとり親世帯の割合の2倍~3倍程度、高くなっている。全体として、ふたり親世帯の方がひとり親世帯よりも家賃額が高額な世帯の割合が高い。

図表 3-4-18 1か月あたりの家賃額(小学5年生、中学2年生):世帯タイプ別



また、家賃額の分布を生活困難度別に見ると、小学5年生、中学2年生ともに有意な差があった。家賃が「0円」である世帯が占める割合は、0%~7%の間に収まり、いずれの生活困難度においてもその占める割合は小さい。これに対し、「1円~10万円未満」「10万円~15万円未満」が占める割合は、困窮層においては、どちらの学年でも約4割ずつであり、これらを合わせると約8割となる。他方、「20万円以上」が占める割合は、困窮層2.6% (小学5年生)、4.1% (中学2年生) に対し、周辺層では11.2% (小学5年生)、14.5% (中学2年生)、一般層では18.3% (小学5年生)、16.4% (中学2年生) である。全体として、生活困難度が上がるほど、低額の家賃額が占める割合が大きくなるものの、20万円以上の家賃を支払う世帯が、周辺層においても1割以上いることは注目に値する。

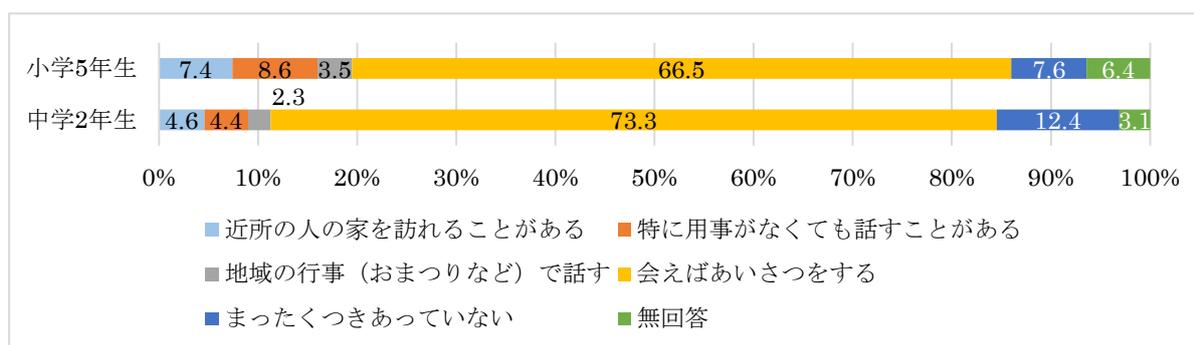
図表 3-4-19 1か月あたりの家賃額(小学5年生、中学2年生):生活困難度別



## 5. 近所づきあい

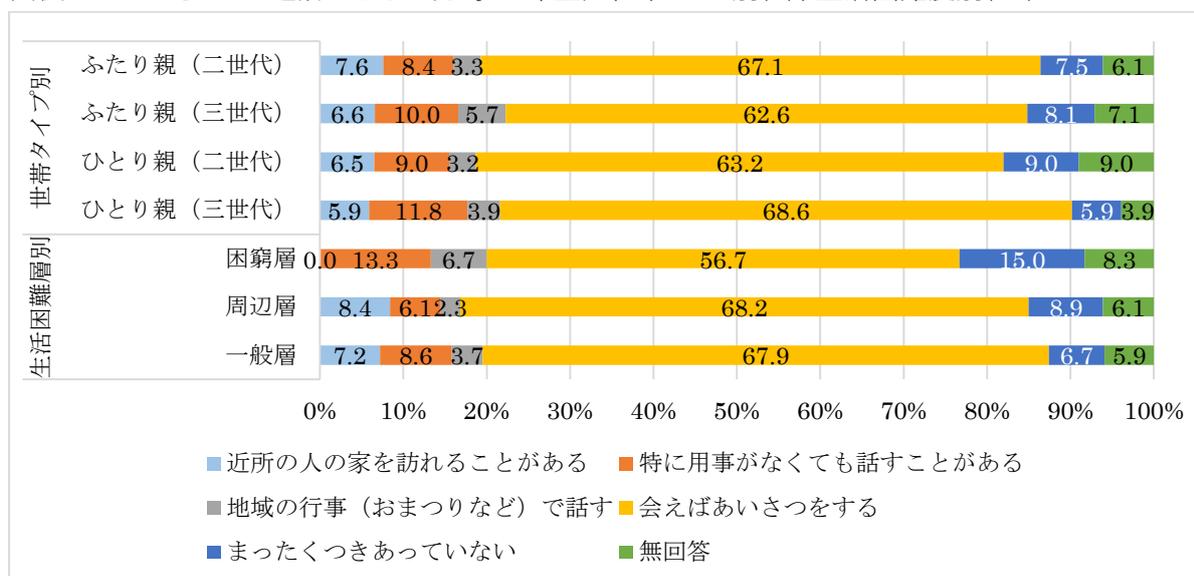
本調査においては、地域からの孤立の状況を見るために、子ども本人および保護者に近所づきあいについて聞いている。まず、子ども本人の回答を見ると、小学5年生の過半数の66.5%が「会えばあいさつをする」と答えているが、「まったくつきあっていない」と答えた子どもも7.6%となっている。中学2年生では73.3%が「会えばあいさつをする」となっており、「まったくつきあっていない」は12.4%と小学5年生より割合が高くなっている。「近所の人の家を訪れることがある」「特に用事がなくても話すことがある」「地域の行事（おまつりなど）で話す」の積極的なかわりは、小学5年生では合わせて約2割、中学2年生で約1割となっている。

図表 3-5-1 子どもの近所づきあい(小学5年生、中学2年生)

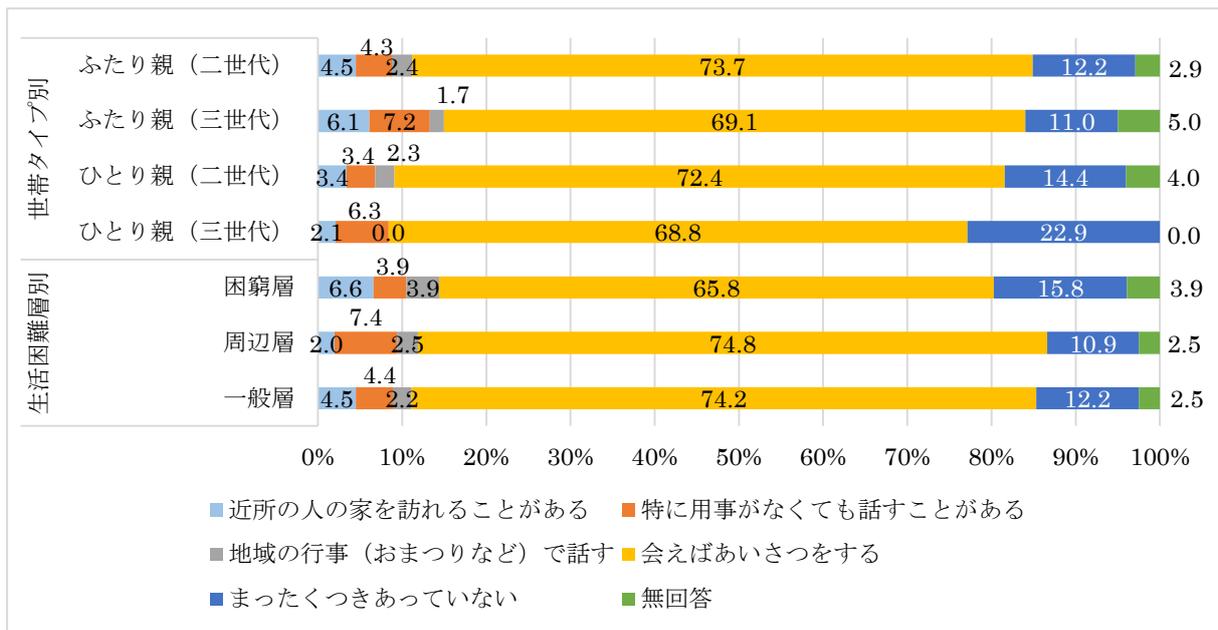


この割合を、世帯タイプ別に見ると、小学5年生、中学2年生のともに統計的に有意な差は見られなかった。生活困難度別には、小学5年生においてのみ有意な差が見られた。困窮層の子どもにおいては、「近所の人の家を訪れることがある」と回答した子どもは0.0%であった。しかし、「特に用事がなくても話すことがある」と答えた子どもは13.3%であり、周辺層、一般層よりも高かった。一方で、「まったくつきあっていない」と答えた困窮層の子どもは、15.0%にのぼる。

図表 3-5-2 子どもの近所づきあい(小学5年生):世帯タイプ別(X)、生活困難度別(\*\*)

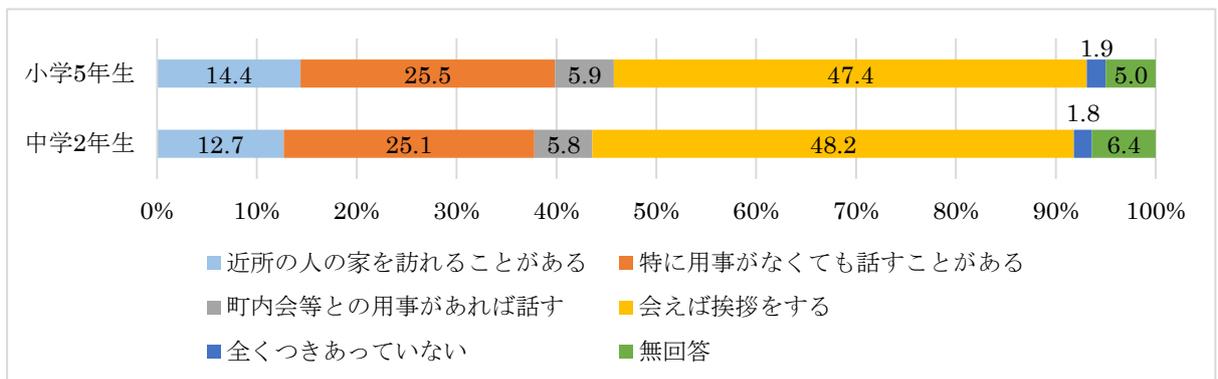


図表 3-5-3 子どもの近所づきあい(中学 2 年生):世帯タイプ別(X)、生活困難度別(X)



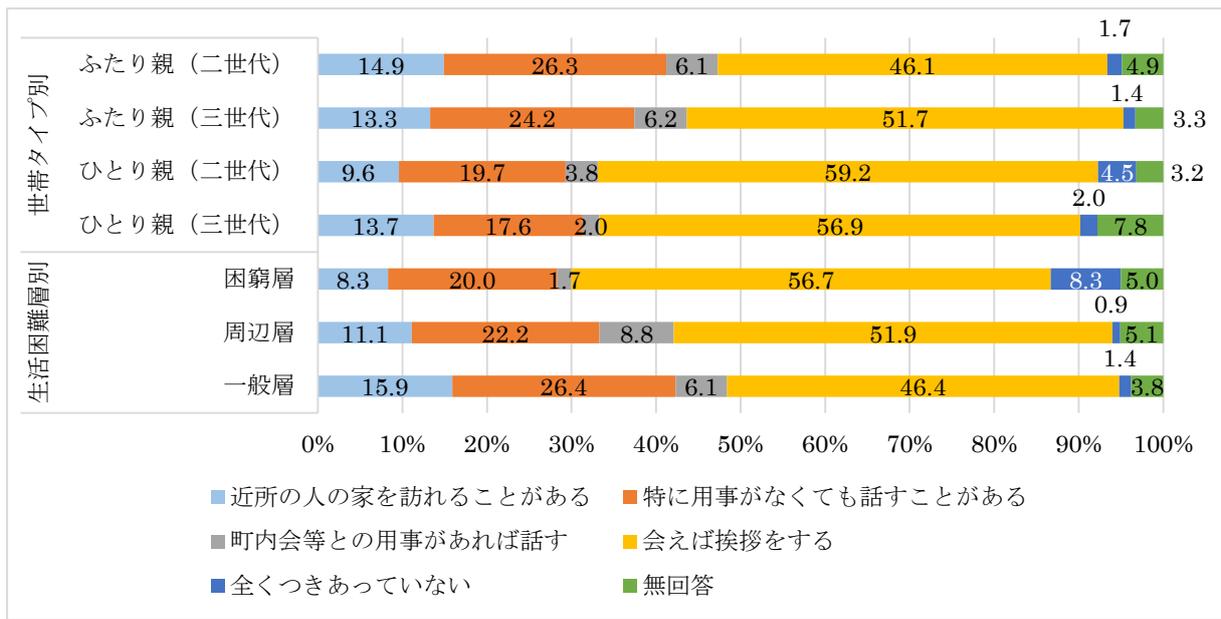
保護者については、子どもよりも近所づきあいをしている割合が高く、「全くつきあっていない」と回答したのは小学 5 年生の保護者では 1.9%、中学 2 年生では 1.8%となっている。「会えば挨拶をする」と答えたのは、47.4%と 48.2%と約 2 人に 1 人であるが、「近所の人の家を訪れることがある」と答えたのは 14.4%、12.7%、「特に用事がなくても話すことがある」は、25.5%、25.1%であった。また、「町内会等の用事があれば話す」と答えたのは、5.9%、5.8%であった。

図表 3-5-4 保護者の近所づきあい(小学 5 年生、中学 2 年生)

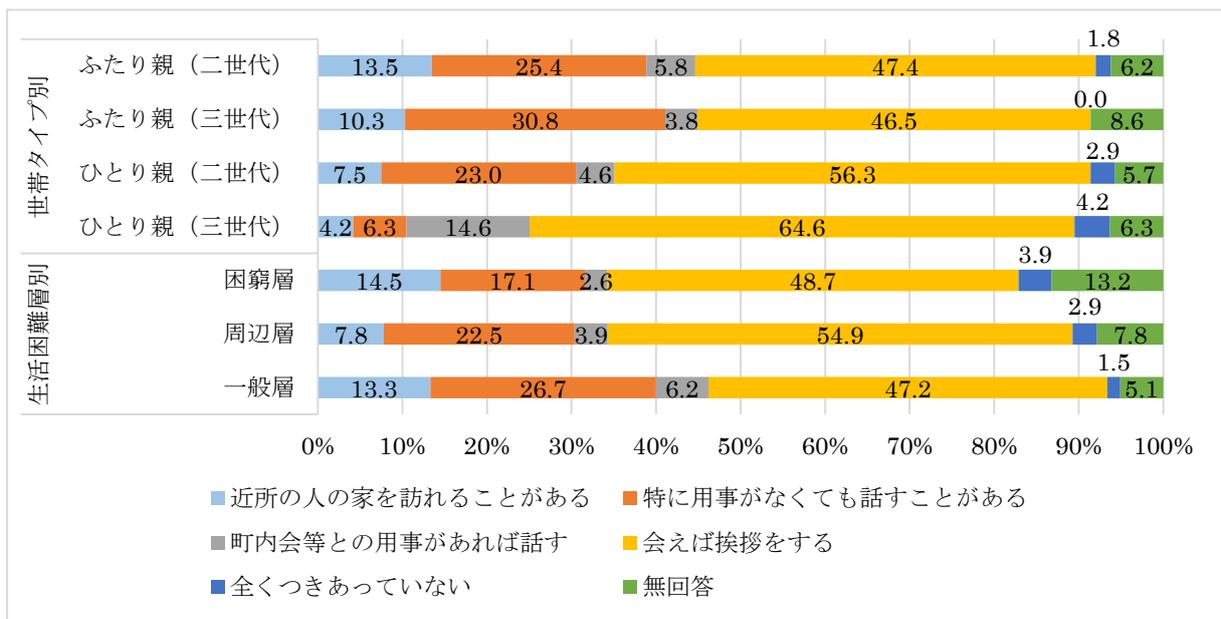


保護者の近所づきあいの状況を世帯タイプ別に見ると、両学年ともに「近所の人の家を訪れることがある」「特に用事がなくても話すことがある」を合わせると、ふたり親世帯の方が、ひとり親世帯よりも多く近所づきあいをしている傾向がある。また、生活困難度別においては、一般層の保護者の方が、困窮層、周辺層の保護者よりも、近所づきあいが多傾向がある。

図表 3-5-5 保護者の近所づきあい(小学 5 年生):世帯タイプ別(\*\*)、生活困難度別(\*\*\*)



図表 3-5-6 保護者の近所づきあい(中学 2 年生):世帯タイプ別(\*\*\*)、生活困難度別(\*\*)



## 6. まとめ

### (1) 世田谷区における子育て世帯の生活困難度

世田谷区にて生活困難を抱える子どもの割合は、小学5年生では、困窮層 2.5%、周辺層 9.2%、中学2年生では、困窮層 3.8%、周辺層 10.1%である(図表 3-2-1)。この割合は、東京都調査に比べると低いものの(参考図表 3-A、参考図表 3-B)、世田谷区においても、困窮層、周辺層を合わせると1割を超える子どもが生活困難層に該当する。世帯タイプ別に見ると、ひとり親(二世帯)世帯、ひとり親(三世帯)世帯の生活困難度が高いが(図表 3-2-5、図表 3-2-6)、特に、世田谷区においてはひとり親世帯の割合が低いため、「生活困難層」と判断される子どもの世帯タイプを見ると、困窮層では6~7割、周辺層では8割の子どもはふたり親世帯に属する(図表 3-2-7、図表 3-2-8)。すなわち、世田谷区において、生活困難層を対象とする施策を行う時には、ひとり親世帯のみを対象としたものでは過半数の生活困難層の子どもには届かない。

親の就労状況別では、生活困難度に大きく影響しているのは父親の働き方であり、困窮層における「自営・自由業」の割合の高さが特徴的である(図表 3-2-13、図表 3-2-14)。母親の就労では、困窮層は「非正規」が約半数を占めており(図表 3-2-11、図表 3-2-12)、困窮層への就労支援については、父親、母親のキャリアアップが有効であろう。

学校のタイプ別では、世田谷区の特徴として、生活困難層であっても私立学校に通う率が高いことがあげられる(図表 3-2-19、図表 3-2-20)。小学5年生では、生活困難層の約11人に1人、中学2年生では約4人に1人が私立学校に通っている。このことは、厳しい家計をさらに圧迫する理由になっていると考えられる。

また、5つの地域(世田谷、北沢、玉川、砧、烏山)別の生活困難度の分布の差は統計的には有意となっていない(図表 3-2-21、図表 3-2-22)。

### (2) 食料・衣服が買えなかった経験・公共料金等が払えなかった経験

食料が買えなかった経験、衣服が買えなかった経験、公共料金等が払えなかった経験などの生活困難の実態については、全体的には世田谷区の生活困難度が東京都調査よりも相対的に低めであるため、これらの経験を持つ世帯も少ない。しかしながら、世帯タイプ別、生活困難度別に集計すると、東京都調査から見られる傾向とほぼ同じであり、困窮層・周辺層において生活が困窮していることが伺える。具体的には、ひとり親(二世帯)世帯の9.5%(小学5年生)、8.0%(中学2年生)が「過去1年間」に家族が必要な食料が買えなかった経験がある(図表 3-3-3、図表 3-3-4)。困窮層においては、同割合は、40.0%(小学5年生)、47.4%(中学2年生)である(図表 3-3-5)。また、困窮層では、2割~4割の世帯にて、過去1年間に電話、電気、ガス、水道、家賃、その他債務の支払いが経済的な理由でできなかった経験がある(図表 3-3-14、図表 3-3-15)。比較的に裕福な世田谷においても、これらの層の生活困難の経験率は、東京都調査に比べて、特に低いことはない。すなわち、世田谷区の困窮層・周辺層の割合が低いからと言っても、その困窮層・周辺層の抱える問題が、東京都4自治体の困窮層・周辺層に比べて小さいということはない。

### (3) 住居の状況・近所づきあい

世田谷区の特徴として、持ち家率が全体的に低く、特に困窮層においては「持ち家」「都営・区

営住宅」の割合が低いことである。そのため、「民間の賃貸住宅」が、困窮層においても約半数を占めている（図表 3-4-5、図表 3-4-6）。このことから、困窮層の家計が家賃によって圧迫されている可能性が示唆される。

また、近所づきあいについては、両学年ともに、子どもの約 7 割、保護者の約 5 割は挨拶程度のつきあいにとどまっている（図表 3-5-1、図表 3-5-4）。近所づきあいが全くない子どもや保護者は少ないが、全体的に生活困難層の子どもや保護者の方が一般層の子どもや保護者よりも近所づきあいが希薄である。